

給 与 便 覧

平成27年版(平成27年4月1日以降適用)

山 梨 県 人 事 委 員 会

目 次

給与便覧の見方	1
---------------	---

給料編

1 行政職給料表	2	~	7
2 医療職給料表(一)	8	~	12
3 医療職給料表(二)	13	~	18
4 医療職給料表(三)	19	~	26
5 研究職給料表	27	~	32
6 福祉職給料表	33	~	39
7 教育職給料表(一)	40	~	46
8 教育職給料表(二)	47	~	53
9 教育職給料表(三)	54	~	60
10 公安職給料表	61	~	67
11 技能労務職給料表	68	~	76
12 給料の調整額	77	~	82
13 教職調整額			83
14 経験年数換算表			83
15 休職期間等換算表			84

手当編

1 管理職手当	85	~	91
2 扶養手当			92
3 地域手当			92
4 住居手当			92
5 通勤手当	93	~	94
6 期末・勤勉手当	95	~	96
7 寒冷地手当			97

8 特殊勤務手当	98	~	106
9 農林漁業普及指導手当			107
10 初任給調整手当			107
11 義務教育等教員特別手当			108
12 特勤勤務手当	109	~	110
13 へき地手当	110	~	111
14 定時制通信教育手当			111
15 産業教育手当			112
16 災害派遣手当			112
17 時間外勤務手当			112
18 休日勤務手当			113
19 夜間勤務手当			113
20 宿日直手当			113
21 管理職員特別勤務手当			113
22 単身赴任手当			113

再任用職員の給与	114
----------------	-----

育児短時間勤務職員の給与	115
--------------------	-----

その他

1 四輪の自動車を使用する職員に係る通勤手当額	116
2 四輪の自動車を使用する職員以外の自動車等を使用する職員に係る通勤手当額	117

給与便覧の見方

この給与便覧は、平成27年4月1日現在で作成したものである。

給料編

各給料表ごとの初任給基準表、級別資格基準表、給料表及び昇格時号給対応表を掲載した。

級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するために必要な1級下位の職務の級の在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するために必要な経験年数を示す。

手当編

各種手当の概要を掲載した。

手当編において「給料の月額」とは、給料月額に給料の調整額及び教職調整額を加えたものをいう。

再任用職員の給与

再任用職員の給料、各種手当の概要を掲載した。

育児短時間勤務職員の給与

育児短時間勤務職員の給料、各種手当の概要を掲載した。

その他は、四輪の自動車を使用する職員に係る通勤手当額(平成27年4月1日～平成28年3月31日の間適用)並びに四輪の自動車を使用する職員以外の自動車等(自転車を使用する職員を除く)を使用する職員に係る通勤手当額(平成27年4月1日～平成28年3月31日の間適用)を掲載した。

給料編

1 行政職給料表

初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
正規の試験	上級	1/29	180,800
	中級	1/19	160,700
	初級	1/9	146,500
その他	高校卒	1/5	142,100

級別資格基準表

試験	職務の級 学歴免許等	1級	2級	3級	4級	5級
		0	2	4	4	2
正規の試験	上級	大学卒	2	6	10	12
	中級	短大卒	4.5	4	4	2
			0	5	9	13
初級	高校卒	7	4	4	2	
		0	7	11	15	17
その他	中学卒	8	4	4	2	
		3	11	15	19	21

給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	円 137,600	円 187,700	円 223,900	円 258,300	円 285,000	円 315,800	円 360,100	円 405,800	円 456,100
	2	円 138,700	円 189,500	円 225,500	円 260,400	円 287,200	円 318,000	円 362,700	円 408,200	円 459,200
	3	円 139,900	円 191,300	円 227,100	円 262,300	円 289,500	円 320,300	円 365,200	円 410,700	円 462,200
	4	円 141,000	円 193,100	円 228,700	円 264,400	円 291,700	円 322,500	円 367,800	円 413,100	円 465,200
	5	円 142,100	円 194,700	円 230,300	円 266,300	円 293,700	円 324,800	円 369,900	円 415,000	円 468,200
	6	円 143,200	円 196,500	円 232,000	円 268,300	円 296,000	円 326,800	円 372,400	円 417,300	円 471,200
	7	円 144,300	円 198,300	円 233,600	円 270,400	円 298,300	円 329,000	円 374,800	円 419,400	円 474,200
	8	円 145,400	円 200,100	円 235,200	円 272,500	円 300,600	円 331,200	円 377,300	円 421,600	円 477,300
	9	円 146,500	円 201,800	円 236,800	円 274,600	円 302,700	円 333,300	円 379,800	円 423,600	円 480,000
	10	円 147,900	円 203,600	円 238,400	円 276,600	円 305,000	円 335,500	円 382,500	円 425,700	円 483,100
	11	円 149,200	円 205,400	円 240,000	円 278,700	円 307,200	円 337,600	円 385,100	円 427,800	円 486,100
	12	円 150,500	円 207,200	円 241,600	円 280,800	円 309,500	円 339,800	円 387,800	円 429,900	円 489,200
	13	円 151,800	円 208,600	円 243,200	円 282,800	円 311,700	円 341,800	円 390,200	円 431,600	円 491,900
	14	円 153,300	円 210,400	円 244,700	円 284,900	円 313,800	円 343,800	円 392,500	円 433,400	円 494,200
	15	円 154,800	円 212,100	円 246,200	円 286,900	円 316,000	円 345,900	円 394,700	円 435,400	円 496,500
	16	円 156,400	円 213,900	円 247,700	円 289,000	円 318,100	円 347,900	円 397,100	円 437,400	円 498,800
	17	円 157,700	円 215,600	円 249,200	円 291,000	円 320,200	円 349,800	円 398,900	円 439,300	円 500,900
	18	円 159,200	円 217,300	円 251,100	円 293,000	円 322,200	円 351,800	円 400,900	円 441,100	円 502,300
	19	円 160,700	円 219,000	円 252,900	円 295,100	円 324,300	円 353,700	円 402,800	円 442,900	円 503,800
	20	円 162,200	円 220,600	円 254,700	円 297,100	円 326,300	円 355,600	円 404,600	円 444,600	円 505,200
	21	円 163,600	円 222,200	円 256,400	円 299,200	円 328,300	円 357,600	円 406,500	円 446,400	円 506,400
	22	円 166,300	円 223,900	円 258,300	円 301,300	円 330,400	円 359,500	円 408,300	円 447,900	円 507,800
	23	円 168,900	円 225,600	円 260,200	円 303,300	円 332,400	円 361,500	円 410,100	円 449,300	円 509,300
	24	円 171,500	円 227,200	円 261,900	円 305,400	円 334,500	円 363,400	円 412,000	円 450,800	円 510,800
	25	円 174,200	円 228,700	円 263,900	円 307,200	円 336,100	円 365,400	円 413,800	円 452,200	円 511,900
	26	円 175,900	円 230,300	円 265,800	円 309,300	円 338,000	円 367,300	円 415,300	円 453,500	円 513,000
	27	円 177,600	円 231,800	円 267,600	円 311,400	円 340,000	円 369,300	円 416,800	円 454,800	円 514,200
	28	円 179,300	円 233,200	円 269,500	円 313,400	円 341,900	円 371,300	円 418,400	円 456,000	円 515,400
	29	円 180,800	円 234,600	円 271,200	円 315,400	円 343,600	円 372,800	円 420,000	円 457,000	円 516,400
	30	円 182,600	円 235,800	円 273,100	円 317,400	円 345,500	円 374,600	円 421,300	円 457,700	円 517,300
	31	円 184,400	円 237,000	円 275,000	円 319,500	円 347,400	円 376,400	円 422,600	円 458,500	円 518,200
	32	円 186,100	円 238,300	円 276,800	円 321,600	円 349,200	円 378,000	円 423,800	円 459,200	円 519,100

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700				
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000				
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300				
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600				
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800				
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100				
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400				
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700				
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900				
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200				
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500				
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700				
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900				
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200				
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500				
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700				

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員及び任期付職員以外の職員	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900			
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000				
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300				
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500				
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700				
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000				
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300				
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500				
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700				
	94		292,500	340,300						
	95		292,900	340,800						
	96		293,300	341,200						
	97		293,500	341,300						
	98		293,800	341,800						
	99		294,200	342,200						
	100		294,600	342,500						
	101		294,800	342,800						
	102		295,100	343,200						
	103		295,500	343,600						
	104		295,800	344,000						
	105		296,000	344,500						
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700								
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125		301,900								

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700
任期 付職 員		142,100								

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	38	51	52	69	51	33		
83	39	51	52	69	51	34		
84	40	51	52	69	51	34		
85	41	52	53	69	51	35		
86	41	52	53	70	51			
87	42	52	53	70	51			
88	42	52	53	70	51			
89	43	53	54	71	52			
90	43	53	54	72	52			
91	44	53	54	73	52			
92	44	53	54	74	52			
93	45	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

2 医療職給料表 (一)

級別資格基準表

試験	学歴免許等	初任給		職種	職務の級		1級	2級
		級・号給	金額(円)		学歴免許等			
医師	博士課程修了	1/33	346,600	医師 歯科医師	大学六卒			4
歯科医師	大学六卒	1/9	264,900			0	4	

給料表 (この表は、病院、保健所等の機関に勤務する医師・歯科医師に適用する。)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800		
74		471,900	525,700		
75		472,600	526,600		
76		473,300	527,300		
77		473,700	528,100		
78		474,300	529,000		
79		474,900	529,900		
80		475,400	530,800		
81		476,000	531,600		
82		476,500	532,500		
83		477,000	533,400		
84		477,500	534,300		
85		477,900	535,100		
86		478,500	536,000		
87		478,900	536,900		
88		479,400	537,800		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700
任期付職員		249,900			

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

3 医療職給料表(二)

初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
薬剤師	大学六卒	2/17	205,800
	大学卒	2/5	186,600
臨床検査技師	大学卒	2/5	186,600
	短大三卒	1/21	176,600
栄養士	大学卒	2/5	186,600
	短大卒	1/15	165,300
理学療法士	大学卒	2/5	186,600
作業療法士	短大三卒	1/21	176,600
義肢装具士	短大三卒	1/21	176,600
歯科衛生士	短大三卒	1/21	176,600
	短大二卒	1/15	165,300
その他	高校専攻科卒	1/11	158,100
	高校卒	1/5	147,800

級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
薬剤師	大学六卒		0	2	3	4	4
	大学卒			4	3	4	4
	短大卒		1.5	5	3	4	4
臨床検査技師	大学卒	0	1.5	7	10	14	18
	短大三卒			4	3	4	4
	短大卒		0	4	7	11	15
栄養士	大学卒			1	5	3	4
	短大三卒	0	1	6	9	13	17
	短大卒			4	3	4	4
理学療法士	大学卒		0	4	7	11	15
	短大三卒		1.5	5	3	4	4
	短大卒	0	1.5	7	10	14	18
作業療法士	大学卒			4	3	4	4
	短大三卒		1	5	3	4	4
	短大卒	0	1	6	9	13	17
義肢装具士	短大三卒		1	5	3	4	4
	短大卒	0	1	6	9	13	17
	短大三卒		1	5	3	4	4
歯科衛生士	短大三卒	0	1	6	9	13	
	短大二卒		1.5	5	3	4	
	高校専攻科卒	0	1.5	7	10	14	
その他	短大卒		1.5	5	3	4	
	高校卒	0	1.5	7	10	14	
	中学卒		4	5	3	4	
		4	8	13	16	20	

給料表

(この表は、病院等の機関に勤務する職員のうち、薬務の監理・監督・調剤に従事する薬剤師、栄養管理・栄養指導を行う栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、歯科衛生士等に適用する。)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
	44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
	45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
	46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
	47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
	48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
	49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
	50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
	51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
	52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職 及 任期付 職員 以外 の職 員	53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
	54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
	55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
	56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
	57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
	58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
	59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
	60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
	61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
	62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
	63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
	64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
	65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
	66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
	67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
	68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
	69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
	70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
	71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
	72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
	73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
	74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
	75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
	76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
	77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
	78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
	79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
	80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
	81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
	82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
	83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
	84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100			
86		287,200	323,100	344,000				
87		287,400	323,300	344,300				
88		287,600	323,700	344,600				
89		288,000	324,100	345,000				
90		288,200	324,500	345,300				
91		288,400	324,900	345,700				
92		288,600	325,300	346,000				

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	93		289,000	325,600	346,400			
	94		289,200	325,800	346,700			
	95		289,400	326,200	347,000			
	96		289,700	326,500	347,300			
	97		290,100	326,700	347,600			
	98		290,400	327,000	348,000			
	99		290,600	327,300	348,400			
	100		290,900	327,600	348,800			
	101		291,200	327,800	349,300			
	102		291,400	328,100	349,700			
	103		291,600	328,500	350,100			
	104		291,900	328,700	350,500			
	105		292,200	328,800	351,000			
	106			329,100				
107			329,500					
108			329,700					
109			329,900					
110			330,300					
111			330,700					
112			331,100					
113			331,300					
再任 用職 員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700
任期 付職 員		169,100						

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	34	42	46	38	37	27
59	35	43	47	39	37	27
60	36	44	48	40	38	27
61	37	45	49	41	38	27

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
62	37	46	50	41	38	27
63	38	47	51	41	39	28
64	38	48	52	42	39	28
65	39	49	53	42	39	28
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	
76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	46	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	47	59	65	47	43	
82	47	59	65	47	44	
83	48	60	66	47	44	
84	48	60	66	47	44	
85	49	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		62	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		63	74	50		
98		63	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		64	74	51		
104		64	74	51		
105		64	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

4 医療職給料表(三)

初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
保健師	大学卒	2/15	209,200
	短大三卒	2/9	200,600
看護師	短大三卒	2/9	200,600
	短大卒	2/5	191,300
准看護師	准看護師養成所卒	1/5	161,300

級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
保健師	大学卒			2.5	3	4
			0	2.5	7	11
看護師	短大卒			5	3	4
			0	5	9	13
准看護師	准看護師養成所卒		2	7	3	
		0	2	9	12	

給料表 (この表は、病院等の機関に勤務する職員のうち、看護に従事する看護師、准看護師並びに保健所等に勤務する保健師に適用する。)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	円 155,600	円 182,900	円 231,400	円 254,800	円 281,500	円 326,900	円 371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員及び任期付職員以外の職員	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
	45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
	46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
	47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
	48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
	49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
	50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
	51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
	52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
	53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300	
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400		
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000		
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400		
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000		
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500		
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900		
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400		
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000		
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400		
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700		
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000		
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400		
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700			
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400			
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000			

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員及び任期付職員以外の職員	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700		
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200		
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800		
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300		
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700		
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300		
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800		
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100		
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400		
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900		
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300		
	84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600		
	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900		
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400		
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900		
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300		
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600		
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000		
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500		
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900		
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300		
	94	279,200	312,700	346,100	364,100			
	95	280,100	313,400	346,800	364,500			
	96	281,100	314,000	347,400	364,800			
97	282,000	314,700	347,800	365,400				
98	282,800	315,000	348,200	365,900				
99	283,500	315,600	348,700	366,400				
100	284,400	316,300	349,100	366,900				
101	285,200	316,700	349,600	367,500				
102	286,000	317,300	350,000	368,000				
103	286,800	317,900	350,500	368,500				
104	287,600	318,500	350,900	368,900				
105	288,300	318,900	351,200	369,500				
106	288,800	319,400	351,700	370,000				
107	289,300	319,900	352,100	370,500				
108	289,800	320,400	352,400	371,000				
109	290,000	320,800	352,900	371,600				
110	290,300	321,200	353,400	372,000				
111	290,500	321,500	353,900	372,500				
112	290,900	321,800	354,400	373,000				

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 及び 任期 付職 員以 外の 職員	113	291,200	322,200	354,900	373,600			
	114	291,400	322,600	355,400				
	115	291,800	323,000	355,900				
	116	292,100	323,300	356,300				
	117	292,400	323,500	356,700				
	118	292,700	323,800	357,100				
	119	293,000	324,200	357,600				
	120	293,400	324,400	358,100				
	121	293,700	324,600	358,500				
	122	294,100	324,900	359,000				
	123	294,400	325,200	359,500				
	124	294,800	325,500	360,000				
	125	295,000	325,700	360,300				
	126	295,200	326,000					
	127	295,500	326,400					
	128	295,900	326,600					
	129	296,100	326,700					
	130	296,400	327,000					
	131	296,800	327,400					
	132	297,200	327,600					
	133	297,400	327,900					
	134	297,700	328,300					
	135	298,100	328,700					
	136	298,400	329,100					
	137	298,600	329,400					
	138	298,900	329,800					
	139	299,300	330,200					
	140	299,600	330,600					
	141	299,800	330,900					
	142	300,200	331,300					
	143	300,600	331,600					
	144	300,900	332,000					
145	301,000	332,300						
146	301,300	332,700						
147	301,600	333,100						
148	302,000	333,500						
149	302,200	333,800						
150	302,400	334,200						
151	302,700	334,600						
152	303,000	335,000						

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	153	303,400	335,300					
	154	303,600						
	155	303,800						
	156	304,100						
	157	304,400						
	158	304,700						
	159	305,000						
	160	305,300						
	161	305,700						
	162	306,000						
	163	306,300						
	164	306,600						
	165	307,000						
	166	307,300						
	167	307,600						
	168	307,900						
	169	308,300						
再任 職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300
任期 付職 員		191,300						

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	78	78	87	69		
103	79	79	88	70		
104	80	80	88	70		
105	81	81	89	70		
106	81	81	90	70		
107	81	81	91	71		
108	81	82	92	71		
109	82	82	92	71		
110	82	82	92	71		
111	82	83	93	72		
112	82	83	93	72		
113	83	83	93	73		
114	83	84	94			
115	83	84	94			
116	83	84	94			
117	84	85	95			
118	84	85	95			
119	84	85	95			
120	84	85	96			
121	85	86	96			
122	85	86	96			

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
123	85	86	97			
124	85	86	97			
125	86	87	97			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	90				
139	89	90				
140	89	90				
141	90	91				
142	90	91				
143	90	91				
144	90	91				
145	91	91				
146	91	92				
147	91	92				
148	91	92				
149	92	92				
150	92	92				
151	92	93				
152	92	93				
153	93	93				
154	93					
155	93					
156	93					
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

5 研究職給料表

初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給	
			級・号給	金額(円)
正規 の 試験	上級		2/5	197,000
	中級		1/19	165,600
	初級		1/9	147,200
その他	博士課程修了(医学又は歯学に関するものに限る)	2/41		278,800
		2/37		272,800
	修士課程修了・専門職学位課程修了・大学六卒	2/17		224,500
	高校卒	1/5		142,200

級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級		
		1級	2級	3級
正規 の 試験	上級	大学卒		8
			0	8
	中級	短大卒	0	1.5
その他	初級	高校卒	0	1.5
			4	9
	中学卒	3	5	13

給料表 (この表は、研究所、試験場等の機関に勤務する職員のうち、専門的・科学的知識及び創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事するものに適用する。)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員及び任期付職員以外の職員	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
	49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
	60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
	61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
	62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
	63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
	64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
	65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
	66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
	67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
	68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員及 び任期 付職員 以外の 職員	69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
	70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
	71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
	72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
	73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
	74	258,900	316,200	386,300		
	75	260,300	317,300	386,900		
	76	261,600	318,400	387,600		
	77	262,700	319,500	388,300		
	78	263,900	320,500	388,900		
	79	265,200	321,500	389,500		
	80	266,400	322,400	390,100		
	81	267,800	323,500	390,700		
	82	269,100	324,300	391,300		
	83	270,400	325,000	391,900		
	84	271,600	325,800	392,500		
	85	272,800	326,300	393,000		
	86	274,000	326,800	393,500		
	87	275,300	327,300	394,000		
	88	276,500	327,800	394,700		
	89	277,500	328,100	395,100		
	90	278,700	328,600			
	91	279,900	329,100			
	92	281,100	329,600			
	93	282,100	329,900			
	94	283,100	330,300			
	95	284,100	330,800			
	96	285,100	331,300			
97	285,700	331,800				
98	286,600	332,300				
99	287,400	332,800				
100	288,300	333,300				
101	289,200	333,800				
102	289,900	334,300				
103	290,600	334,800				
104	291,300	335,300				
105	292,000	335,800				
106	292,500	336,200				
107	293,000	336,700				
108	293,500	337,100				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	109	293,700	337,600			
	110	294,100	338,000			
	111	294,400	338,500			
	112	294,700	338,900			
	113	295,000	339,400			
	114	295,300	339,800			
	115	295,600	340,300			
	116	295,900	340,700			
	117	296,200	341,200			
	118	296,600	341,600			
	119	296,900	342,000			
	120	297,300	342,400			
	121	297,600	342,800			
再任用職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100
任期付職員		187,200				

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23
50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	30	22	38	27
60	30	22	38	27
61	31	23	39	27

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
62	31	23	39	28
63	32	24	40	28
64	32	24	40	28
65	33	25	41	29
66	33	25	41	29
67	34	26	41	29
68	34	26	42	30
69	35	27	42	30
70	35	27	42	30
71	36	28	43	31
72	36	28	43	31
73	37	29	43	31
74	37	29	43	
75	38	30	44	
76	38	30	44	
77	39	31	44	
78	39	31	44	
79	40	32	45	
80	40	32	45	
81	41	33	45	
82	41	33	45	
83	42	33	46	
84	42	34	46	
85	43	34	46	
86	43	34	46	
87	44	35	47	
88	44	35	47	
89	45	35	47	
90	46	36		
91	47	36		
92	48	36		
93	49	37		
94	50	37		
95	51	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	40		
106	59	40		
107	60	41		
108	60	41		
109	61	41		
110	61	41		
111	61	41		
112	61	42		
113	62	42		
114	62	42		
115	62	42		
116	62	42		
117	63	43		
118	63	43		
119	63	43		
120	63	43		
121	64	43		

6 福祉職給料表

初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
正規 の 試験	上級	1/25	186,300
	中級	1/15	169,700
	初級	1/5	155,300
その他	高校卒	1/1	150,700

級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	
正規 の 試験	上級	大学卒	2	6	2	
			0	2	8	
	中級	短大卒	4.5	6	2	
			0	4.5	11	
初級	高校卒		7	6	2	
			0	7	13	
その他	中学卒		8	6	2	
			3	11	17	19

給料表 (この表は、甲陽学園、あけぼの医療福祉センター、育精福祉センターに勤務する職員のうち、専門的知識、技術をもって自己の判断に基づき独立して、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事するものに適用する。)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,700	200,800	247,100	269,000	315,800	360,100
	2	151,900	202,600	248,700	270,800	318,000	362,700
	3	153,100	204,400	250,300	272,600	320,300	365,200
	4	154,300	206,100	251,900	274,300	322,500	367,800
	5	155,300	207,800	253,300	276,100	324,800	369,900
	6	156,800	209,600	254,700	278,300	326,800	372,400
	7	158,200	211,400	256,200	280,600	329,000	374,800
	8	159,600	213,100	257,700	282,900	331,200	377,300
	9	160,900	215,000	259,000	285,000	333,300	379,800
	10	162,300	216,500	260,500	287,200	335,500	382,500
	11	163,700	218,000	262,000	289,500	337,600	385,100
	12	165,200	219,500	263,200	291,700	339,800	387,800
	13	166,700	221,000	264,500	293,700	341,800	390,200
	14	168,200	222,600	266,400	296,000	343,800	392,500
	15	169,700	224,200	268,200	298,300	345,900	394,700
	16	171,200	225,800	270,100	300,600	347,900	397,100
	17	172,800	227,200	271,800	302,700	349,800	398,900
	18	174,600	228,800	273,700	305,000	351,800	400,900
	19	176,300	230,300	275,600	307,200	353,700	402,800
	20	178,000	231,800	277,400	309,500	355,600	404,600
	21	179,600	233,100	279,000	311,700	357,600	406,500
	22	181,300	234,600	280,800	313,800	359,500	408,300
	23	183,000	236,000	282,500	316,000	361,500	410,100
	24	184,700	237,600	284,300	318,100	363,400	412,000
	25	186,300	239,100	286,200	320,200	365,400	413,800
	26	188,100	240,800	287,900	322,200	367,300	415,300
	27	189,900	242,400	289,700	324,300	369,300	416,800
	28	191,600	244,100	291,500	326,300	371,300	418,400
	29	193,400	245,600	293,100	328,300	372,800	420,000
	30	194,900	247,000	294,800	330,400	374,600	421,300
	31	196,400	248,500	296,500	332,400	376,400	422,600
	32	197,800	250,000	298,100	334,500	378,000	423,800
	33	199,300	251,500	299,700	336,300	379,800	425,000
	34	200,600	252,800	301,300	338,200	381,200	426,300
	35	201,900	254,200	302,800	340,200	382,700	427,600
36	203,200	255,600	304,400	342,100	384,300	428,800	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	37	204,500	257,000	306,100	343,600	385,700	430,000
	38	205,900	258,800	307,600	345,500	386,900	430,800
	39	207,300	260,400	309,200	347,400	388,100	431,600
	40	208,700	262,100	310,800	349,200	389,200	432,400
	41	209,700	263,600	312,200	351,100	390,300	433,000
	42	210,900	265,300	313,800	352,900	391,500	433,700
	43	212,000	266,900	315,400	354,700	392,700	434,400
	44	213,200	268,500	316,900	356,400	393,800	435,100
	45	214,100	270,200	318,200	358,200	394,500	435,900
	46	215,200	271,800	319,400	359,600	395,200	436,700
	47	216,300	273,500	320,600	361,100	395,900	437,100
	48	217,300	275,200	321,800	362,500	396,600	437,800
	49	218,300	276,700	322,800	363,500	397,200	438,300
	50	219,400	278,300	323,800	364,600	397,800	438,700
	51	220,600	279,900	324,700	365,700	398,300	439,100
	52	221,400	281,400	325,700	366,800	398,700	439,500
	53	222,300	283,100	326,600	367,700	399,100	439,900
	54	223,400	284,600	327,300	368,300	399,400	440,300
	55	224,300	286,000	328,100	369,100	399,700	440,700
	56	225,300	287,500	328,900	369,900	400,000	441,000
	57	226,200	289,000	329,500	370,700	400,300	441,300
	58	227,100	290,400	330,000	371,500	400,600	441,700
	59	228,100	291,900	330,600	372,300	400,900	442,000
	60	229,100	293,400	331,100	373,100	401,200	442,300
	61	230,100	294,700	331,600	374,000	401,500	442,600
	62	231,200	296,200	331,800	374,700	401,800	
	63	232,200	297,600	332,400	375,400	402,100	
	64	233,100	299,100	333,000	376,100	402,400	
	65	234,000	300,300	333,300	376,400	402,700	
	66	235,100	301,600	333,800	377,000	403,000	
	67	236,300	302,800	334,300	377,600	403,300	
	68	237,500	304,100	334,800	378,300	403,600	
	69	238,500	305,100	335,300	378,700	403,800	
	70	239,600	306,200	335,800	379,400	404,100	
	71	240,700	307,400	336,200	380,000	404,400	
	72	241,700	308,600	336,700	380,600	404,700	
	73	242,500	309,900	336,900	381,000	404,900	
	74	243,600	310,600	337,400	381,600	405,200	
	75	244,700	311,300	337,900	382,200	405,500	
	76	245,800	311,900	338,400	382,800	405,700	
77	246,700	312,700	338,700	383,200	405,900		
78	247,700	313,400	339,100	383,700			
79	248,700	314,100	339,600	384,200			
80	249,700	314,800	340,000	384,800			
81	250,700	315,100	340,200	385,300			
82	251,500	315,400	340,500	385,700			
83	252,500	316,000	341,000	386,100			
84	253,500	316,300	341,400	386,500			

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	85	254,300	316,700	341,700	386,700		
	86	255,100	317,000	342,000	386,900		
	87	256,000	317,400	342,500	387,200		
	88	256,900	317,700	342,900	387,500		
	89	257,600	318,200	343,200	387,700		
	90	258,400	318,600	343,600	388,000		
	91	259,200	318,900	344,000	388,300		
	92	260,000	319,200	344,200	388,500		
	93	260,700	319,700	344,500	388,700		
	94	261,400	320,100				
	95	261,900	320,300				
	96	262,600	320,700				
	97	263,300	321,100				
	98	264,000	321,500				
	99	264,700	321,900				
	100	265,400	322,300				
	101	265,900	322,500				
	102	266,400	322,800				
	103	266,800	323,100				
	104	267,300	323,400				
	105	267,400	323,800				
	106	267,700	324,000				
	107	268,000	324,300				
	108	268,300	324,700				
	109	268,700	325,100				
	110	269,000	325,400				
	111	269,400	325,800				
	112	269,700	326,100				
	113	270,000	326,400				
	114	270,300	326,800				
	115	270,600	327,100				
	116	271,000	327,300				
117	271,300	327,400					
118	271,600	327,800					
119	272,000	328,200					
120	272,400	328,600					
121	272,600	328,800					
122	272,800						
123	273,200						
124	273,500						
125	273,700						
126	274,000						
127	274,400						
128	274,800						
129	275,000						
130	275,400						
131	275,800						
132	276,100						

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	133	276,300					
	134	276,600					
	135	277,000					
	136	277,300					
	137	277,500					
	138	277,800					
	139	278,100					
	140	278,400					
	141	278,600					
	142	278,800					
	143	279,000					
	144	279,300					
	145	279,700					
	146	279,900					
	147	280,200					
	148	280,500					
	149	280,800					
150	281,000						
151	281,300						
152	281,500						
153	281,800						
再任用職員		199,200	238,700	253,000	286,100	312,800	354,500
任期付職員		163,700					

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	2	1	1
11	1	1	3	1	1
12	1	1	4	1	1
13	1	1	5	1	1
14	1	1	6	1	2
15	1	1	7	1	3
16	1	1	8	1	4
17	1	1	9	1	5
18	1	1	10	2	6
19	1	1	11	3	7
20	1	1	12	4	8
21	1	1	13	5	9
22	1	1	14	6	10
23	1	1	15	7	11
24	1	1	16	8	12
25	1	1	17	9	13
26	1	2	18	10	14
27	1	3	19	11	15
28	1	4	20	12	16
29	1	5	21	13	17
30	1	6	22	14	18
31	1	7	23	15	19
32	1	8	24	16	20
33	1	9	25	17	21
34	2	10	26	18	21
35	3	11	27	19	22
36	4	12	28	20	22
37	5	13	29	21	23
38	6	14	30	22	23
39	7	15	31	23	24
40	8	16	32	24	24
41	9	17	33	25	25
42	10	18	33	26	25
43	11	19	34	27	26
44	12	20	34	28	26
45	13	21	35	29	27
46	14	22	35	30	27
47	15	23	36	31	28
48	16	24	36	32	28
49	17	25	37	33	29
50	18	26	38	34	29
51	19	27	39	35	29
52	20	28	40	36	29
53	21	29	41	37	30
54	21	30	41	38	30
55	22	31	41	39	30
56	22	32	42	40	30
57	23	33	42	41	31
58	23	34	42	41	31
59	24	35	43	42	31
60	24	36	43	42	31
61	25	37	43	43	31

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
62	26	38	44	43	31
63	27	39	44	44	31
64	28	40	44	44	31
65	29	41	45	45	31
66	29	42	45	45	31
67	30	43	45	46	31
68	30	44	45	46	32
69	31	45	45	47	32
70	31	46	46	47	32
71	32	47	46	48	32
72	32	48	46	48	32
73	33	49	46	49	32
74	34	50	46	49	32
75	35	51	47	50	32
76	36	52	47	50	32
77	37	53	47	50	32
78	37	54	47	50	
79	38	55	47	50	
80	38	56	47	50	
81	39	57	47	50	
82	39	57	48	50	
83	40	58	48	50	
84	40	58	48	50	
85	41	59	48	51	
86	42	59	48	51	
87	43	60	48	51	
88	44	60	48	51	
89	45	61	49	51	
90	45	61	49	51	
91	45	62	49	51	
92	46	62	49	51	
93	46	63	49	51	
94	46	63			
95	47	64			
96	47	64			
97	47	65			
98	48	65			
99	48	66			
100	48	66			
101	49	67			
102	49	67			
103	49	68			
104	49	68			
105	50	68			
106	50	68			
107	50	68			
108	50	68			
109	51	68			
110	51	68			
111	51	68			
112	51	68			
113	52	68			
114	52	68			
115	52	68			
116	52	68			
117	53	68			
118	53	68			
119	53	68			
120	53	68			
121	53	68			
122	54				

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
123	54				
124	54				
125	54				
126	54				
127	55				
128	55				
129	55				
130	55				
131	55				
132	56				
133	56				
134	56				
135	56				
136	56				
137	57				
138	57				
139	57				
140	57				
141	57				
142	58				
143	58				
144	58				
145	58				
146	58				
147	59				
148	59				
149	59				
150	59				
151	59				
152	60				
153	60				

7 教育職（一）給料表

初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
教諭及び 養護教諭	博士課程修了	2/35	269,400
	修士課程修了	2/17	224,000
	専門職学位課程修了		
	大学卒	2/5	201,900
	短大卒	1/15	176,900
助教諭・養護助教 諭、講師、実習助手 及び寄宿舎指導員	大学卒	1/25	198,100
	短大卒	1/15	176,900
	高校卒	1/5	157,100

級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級		
		1級	2級	特2級
校 長	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
副校長 及び教頭	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
主幹教諭	大学卒		0	7
	短大卒		0	10
教諭及び 養護教諭	大学卒		0	0
	短大卒		1.5	1.5
助教諭、 養護助教 諭、講師、 実習助手 及び寄宿 舎指導員	大学卒	0	別 に 定める	
	短大卒	0	別 に 定める	
	高校卒	0	別 に 定める	

(この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額
は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。)

給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	
	41	225,400	282,200	349,200	402,500	
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	
	49	237,700	302,100	365,300	414,400	
	50	239,200	304,500	367,100	415,800	
	51	240,600	307,000	369,100	417,400	
	52	242,100	309,400	371,100	418,900	
	53	243,400	311,800	373,000	420,600	
	54	244,700	314,000	374,800	422,100	
	55	246,100	316,100	376,600	423,700	
	56	247,500	318,300	378,300	425,300	
	57	248,900	320,600	379,800	426,800	
	58	250,000	322,700	381,400	428,300	
	59	251,300	324,900	383,100	429,500	
	60	252,600	326,900	384,800	430,700	
	61	253,900	329,100	386,000	431,900	
	62	255,400	331,200	387,400	433,200	
	63	256,800	333,400	388,800	434,500	
	64	258,100	335,600	390,100	435,700	
	65	259,500	337,500	391,500	436,900	
	66	261,100	339,700	392,700	438,100	
	67	262,700	341,800	394,100	439,300	
	68	264,400	344,000	395,500	440,500	
	69	265,900	346,000	396,800	441,700	
	70	267,300	348,000	398,100	442,900	
	71	268,800	350,100	399,500	444,100	
	72	270,300	352,100	400,800	445,300	
73	271,400	353,900	402,100	446,400		
74	272,800	355,800	403,500	447,000		
75	274,200	357,700	404,900	447,500		
76	275,500	359,600	406,200	448,000		
77	276,900	361,500	407,400	448,500		
78	278,100	363,200	408,600			
79	279,300	364,900	409,900			
80	280,500	366,500	411,300			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	81	281,700	368,000	412,600		
	82	282,900	369,500	413,800		
	83	284,100	371,000	414,800		
	84	285,300	372,400	416,000		
	85	286,500	373,500	417,200		
	86	287,600	374,900	418,400		
	87	288,800	376,300	419,600		
	88	290,000	377,600	420,600		
	89	291,200	378,900	421,700		
	90	292,300	380,200	422,700		
	91	293,500	381,400	423,700		
	92	294,700	382,700	424,700		
	93	295,500	384,000	425,600		
	94	296,500	385,100	426,400		
	95	297,700	386,400	427,200		
	96	298,900	387,600	428,000		
	97	299,900	389,000	428,800		
	98	301,000	390,000	429,200		
	99	302,000	391,100	429,600		
	100	303,100	392,100	430,000		
	101	304,000	393,000	430,400		
	102	305,100	394,000	430,700		
	103	306,200	395,100	431,000		
	104	307,200	396,200	431,300		
	105	307,800	396,900	431,600		
	106	308,700	397,800	431,900		
	107	309,500	398,700	432,200		
	108	310,300	399,600	432,400		
109	311,200	400,400	432,600			
110	311,600	401,300				
111	312,000	402,100				
112	312,500	402,900				
113	313,100	403,500				
114	313,500	404,200				
115	314,000	404,900				
116	314,500	405,600				
117	315,100	406,200				
118	315,600	406,700				
119	316,000	407,100				
120	316,500	407,500				
121	317,000	407,900				
122	317,400	408,200				
123	317,900	408,500				
124	318,400	408,700				
125	319,000	408,900				
126	319,300	409,200				
127	319,600	409,500				
128	319,900	409,700				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	129	320,100	409,900			
	130	320,400	410,200			
	131	320,700	410,500			
	132	321,000	410,700			
	133	321,200	410,900			
	134	321,400	411,200			
	135	321,600	411,500			
	136	321,900	411,700			
	137	322,200	411,900			
	138	322,400	412,200			
	139	322,700	412,500			
	140	323,000	412,700			
	141	323,200	412,900			
	142	323,400	413,200			
	143	323,700	413,500			
	144	323,900	413,700			
	145	324,200	413,900			
	146	324,400				
	147	324,700				
	148	325,000				
149	325,200					
150	325,400					
151	325,700					
152	326,000					
153	326,200					
再任用職員		231,700	272,000	300,700	328,800	412,900
任期付職員		195,100				

昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	2	1	2	1
27	7	3	1	3	1
28	8	4	1	4	1
29	9	5	1	5	1
30	10	6	1	6	1
31	11	7	1	7	1
32	12	8	1	8	1
33	13	9	1	9	1
34	14	10	1	10	1
35	15	11	1	11	1
36	16	12	1	12	1
37	17	13	1	13	1
38	18	14	1	14	1
39	19	15	1	15	1
40	20	16	1	16	1
41	21	17	1	17	1
42	22	18	1	18	2
43	23	19	1	19	3
44	24	20	1	20	4
45	25	21	1	21	5
46	26	22	1	22	6
47	27	23	1	23	7
48	28	24	1	24	8
49	29	25	1	25	9
50	29	26	1	26	10
51	30	27	1	27	11
52	30	28	1	28	12
53	31	29	1	29	13
54	31	30	2	30	14
55	32	31	3	31	15
56	32	32	4	32	16
57	33	33	5	33	17
58	33	34	6	34	18
59	34	35	7	35	19
60	34	36	8	36	20

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
61	35	37	9	37	21
62	35	38	10	38	22
63	36	39	11	39	23
64	36	40	12	40	24
65	37	41	13	41	25
66	38	42	14	42	25
67	39	43	15	43	26
68	40	44	16	44	26
69	41	45	17	45	27
70	41	46	18	46	27
71	42	47	19	47	28
72	42	48	20	48	28
73	43	49	21	49	29
74	43	50	22	50	29
75	44	51	23	51	30
76	44	52	24	52	30
77	45	53	25	53	31
78	45	54	26	54	
79	46	55	27	55	
80	46	56	28	56	
81	47	57	29	57	
82	47	58	30	58	
83	48	59	31	59	
84	48	60	32	60	
85	49	61	33	61	
86	49	62	34	61	
87	50	63	35	62	
88	50	64	36	62	
89	51	65	37	63	
90	51	66	38	63	
91	52	67	39	64	
92	52	68	40	64	
93	53	69	41	65	
94	53	70	42	66	
95	54	71	43	67	
96	54	72	44	68	
97	55	73	45	69	
98	55	74	46	69	
99	56	75	47	69	
100	56	76	48	70	
101	57	77	49	70	
102	57	78	49	70	
103	57	79	50	71	
104	58	80	50	71	
105	58	81	51	71	
106	58	81	51	72	
107	59	82	52	72	
108	59	82	52	72	
109	59	83	53	73	
110	60	83	53		
111	60	84	54		
112	60	84	54		
113	61	85	55		
114	61	85	55		
115	61	86	56		
116	61	86	56		
117	61	87	57		
118	62	87	57		
119	62	88	57		
120	62	88	57		
121	62	89	57		
122	62	89	57		

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
123	63	89	57		
124	63	89	58		
125	63	89	58		
126	63	90	58		
127	63	90	58		
128	64	90	58		
129	64	90	58		
130	64	90	58		
131	64	91	59		
132	64	91	59		
133	65	91	59		
134	65	91	59		
135	65	91	59		
136	65	92	59		
137	65	92	59		
138	65	92	59		
139	66	92	59		
140	66	92	59		
141	66	93	59		
142	66	93	59		
143	66	94	60		
144	66	94	60		
145	67	95	60		
146	67				
147	67				
148	67				
149	67				
150	67				
151	68				
152	68				
153	68				

8 教育職（二）給料表

初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
教諭、養護教諭 及び栄養教諭	博士課程修了	2/47	269,400
	修士課程修了	2/29	224,000
	専門職学位課程修了		
	大学卒	2/17	201,900
	短大卒	2/7	179,500
講師、助教諭及び 養護助教諭	大学卒	1/25	198,100
	短大卒	1/15	176,900
	高校卒	1/5	157,100

級別資格基準表

職 種	職務の級 学歴免許等	1級	2級	特2級
		校 長		0
教 頭	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
主幹教諭	大学卒		0	7
	短大卒		0	10
教諭、養護 教諭及び 栄養教諭	大学卒		0	
	短大卒		0	
講師、助教 諭及び養 護助教諭	大学卒	0	別 定 め る	
	短大卒	0	別 定 め る	
	高校卒	0	別 定 め る	

給料表 (この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。
この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	
	41	224,400	255,600	348,000	371,400	
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	
	44	229,300	262,600	353,300	375,800	
	45	231,000	264,900	355,100	377,300	
	46	232,500	267,200	356,800	378,900	
	47	234,000	269,400	358,400	380,500	
	48	235,400	271,600	360,000	382,000	
	49	237,000	274,000	361,400	383,400	
	50	238,400	276,000	362,900	384,900	
	51	240,000	278,100	364,600	386,400	
	52	241,200	280,200	366,200	387,800	
	53	242,500	282,200	367,700	389,000	
	54	244,000	284,800	369,200	390,300	
	55	245,300	287,200	370,700	391,400	
	56	246,600	289,700	372,200	392,500	
	57	248,000	291,900	373,700	394,000	
	58	249,200	294,500	375,100	395,200	
	59	250,400	297,000	376,500	396,400	
	60	251,700	299,700	377,800	397,700	
	61	253,100	302,100	378,700	398,900	
	62	254,500	304,500	379,900	399,900	
	63	255,800	307,000	381,100	401,300	
	64	256,800	309,400	382,200	402,600	
65	257,800	311,800	383,200	403,800		
66	259,300	314,000	384,400	404,900		
67	260,900	316,100	385,400	406,100		
68	262,400	318,300	386,500	407,200		
69	264,000	320,600	387,700	408,200		
70	265,500	322,700	388,700	409,400		
71	267,000	324,900	389,800	410,600		
72	268,500	326,900	391,000	411,800		
73	269,700	329,100	392,000	412,400		
74	270,900	331,200	393,100	413,200		
75	272,200	333,400	394,200	413,900		
76	273,500	335,600	395,300	414,400		
77	274,900	337,400	396,200	414,700		
78	276,000	339,300	397,100	415,100		
79	277,200	341,200	398,100	415,500		
80	278,400	343,000	399,100	415,900		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	81	279,700	344,800	399,900	416,200	
	82	280,700	346,600	400,700	416,600	
	83	281,900	348,300	401,400	417,000	
	84	283,100	350,100	402,200	417,300	
	85	284,100	351,500	402,900	417,600	
	86	285,000	353,100	403,700	418,000	
	87	286,000	354,800	404,400	418,400	
	88	287,000	356,300	405,100	418,700	
	89	288,100	357,700	405,700	419,000	
	90	289,000	359,000	406,400	419,300	
	91	289,900	360,400	406,900	419,600	
	92	290,800	361,800	407,600	419,800	
	93	291,300	363,300	408,000	420,000	
	94	292,000	364,600	408,400		
	95	292,800	365,900	408,700		
	96	293,600	367,100	409,000		
	97	294,400	368,100	409,300		
	98	295,200	369,100	409,600		
	99	296,000	370,100	409,900		
	100	296,700	371,100	410,100		
	101	297,600	372,000	410,300		
	102	298,100	373,000	410,600		
	103	298,600	374,000	410,900		
	104	299,100	375,000	411,100		
	105	299,300	375,800	411,300		
	106	299,700	376,700	411,600		
	107	300,000	377,600	411,900		
	108	300,200	378,600	412,100		
109	300,400	379,400	412,300			
110	300,600	380,400				
111	300,900	381,400				
112	301,200	382,400				
113	301,400	383,000				
114	301,600	383,900				
115	301,800	384,800				
116	302,100	385,700				
117	302,400	386,500				
118	302,700	387,200				
119	303,000	388,000				
120	303,300	388,800				
121	303,400	389,400				
122	303,600	390,200				
123	303,900	390,900				
124	304,200	391,600				
125	304,400	392,200				
126		392,900				
127		393,400				
128		394,000				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	129		394,700			
	130		395,300			
	131		395,800			
	132		396,300			
	133		396,600			
	134		396,900			
	135		397,200			
	136		397,500			
	137		397,800			
	138		398,100			
	139		398,400			
	140		398,700			
	141		399,000			
	142		399,300			
	143		399,600			
	144		399,900			
	145		400,100			
	146		400,400			
	147		400,700			
	148		400,900			
149		401,100				
150		401,400				
151		401,700				
152		401,900				
153		402,100				
154		402,400				
155		402,700				
156		402,900				
157			403,100			
再任用職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900
任期付職員		195,100				

昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1
16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1
31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	2	1	30	1
39	31	3	1	31	1
40	32	4	1	32	1
41	33	5	1	33	1
42	34	6	1	34	1
43	35	7	1	35	1
44	36	8	1	36	1
45	37	9	1	37	1
46	38	10	1	38	1
47	39	11	1	39	1
48	40	12	1	40	1
49	41	13	1	41	1
50	41	14	2	42	1
51	42	15	3	43	1
52	42	16	4	44	1
53	43	17	5	45	1
54	43	18	6	46	1
55	44	19	7	47	1
56	44	20	8	48	1
57	45	21	9	49	1
58	45	22	10	50	2
59	46	23	11	51	3
60	46	24	12	52	4
61	47	25	13	53	5

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
62	47	26	14	54	6
63	48	27	15	55	7
64	48	28	16	56	8
65	49	29	17	57	9
66	49	30	18	58	10
67	50	31	19	59	11
68	50	32	20	60	12
69	51	33	21	61	13
70	51	34	22	62	14
71	52	35	23	63	15
72	52	36	24	64	16
73	53	37	25	65	17
74	54	38	26	66	18
75	55	39	27	67	19
76	56	40	28	68	20
77	57	41	29	69	20
78	57	42	30	70	20
79	58	43	31	71	20
80	58	44	32	72	20
81	59	45	33	73	21
82	59	46	34	73	21
83	60	47	35	74	21
84	60	48	36	74	21
85	61	49	37	75	21
86	61	50	38	75	22
87	61	51	39	76	22
88	62	52	40	76	22
89	62	53	41	77	22
90	62	54	42	78	22
91	63	55	43	79	23
92	63	56	44	80	23
93	63	57	45	80	23
94	64	58	46	80	
95	64	59	47	80	
96	64	60	48	81	
97	65	61	49	81	
98	65	62	50	81	
99	65	63	51	81	
100	65	64	52	82	
101	65	65	53	82	
102	66	66	54	82	
103	66	67	55	82	
104	66	68	56	83	
105	66	69	57	83	
106	66	70	58	83	
107	67	71	59	83	
108	67	72	60	84	
109	67	73	61	84	
110	67	74	61		
111	67	75	62		
112	68	76	62		
113	68	77	63		
114	68	77	63		
115	68	78	64		
116	68	78	64		
117	69	79	65		
118	69	79	66		
119	69	80	67		
120	70	80	68		
121	70	81	69		
122	70	82	69		

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
123	71	83	70		
124	71	84	70		
125	71	85	71		
126		86	71		
127		87	72		
128		88	72		
129		89	73		
130		89	73		
131		90	74		
132		90	74		
133		90	74		
134		90	74		
135		91	74		
136		91	74		
137		91	74		
138		91	74		
139		92	74		
140		92	74		
141		92	74		
142		92	74		
143		93	74		
144		93	74		
145		93	74		
146		93	74		
147		94	74		
148		94	74		
149		94	74		
150		94	74		
151		95	75		
152		95	75		
153		95	75		
154		96	75		
155		96	75		
156		96	76		
157		97	76		

9 教育職（三）給料表

初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
講師	博士課程修了	2/35	291,400
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2/17	243,400
	大学卒	1/17	213,800
助教及び助手	博士課程修了	1/47	265,100
	修士課程修了 専門職学位課程修了	1/29	236,500
	大学卒	1/17	213,800
	短大卒	1/7	189,700

級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
教授	大学卒		0	6	5
	短大卒			7	12
准教授	大学卒		0	6	5
	短大卒		0	10	15
講師	大学卒		0	1	7
	短大卒		0	2.5	6
助教及び助手	大学卒		0	2.5	9
	短大卒		0		

給料表 (この表は、宝石美術専門学校に勤務する校長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職員 及び 任期付 職員 以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	173,500	208,200	267,500	339,600	474,600
	2	176,100	210,300	270,500	342,800	476,800
	3	178,700	212,400	273,400	346,000	479,000
	4	181,400	214,500	276,200	349,300	481,100
	5	184,100	216,400	279,100	352,400	483,000
	6	186,900	218,500	281,700	354,700	484,900
	7	189,700	220,600	284,100	357,200	486,800
	8	192,600	222,600	286,600	359,800	488,700
	9	195,500	224,800	289,200	362,500	490,700
	10	198,500	227,200	291,800	364,700	492,700
	11	201,400	229,600	294,400	367,000	494,700
	12	204,300	232,000	297,000	369,200	496,600
	13	207,000	234,200	299,300	371,300	498,300
	14	208,700	236,500	301,500	373,800	500,100
	15	210,400	238,800	303,700	376,300	501,900
	16	212,100	241,100	305,800	378,800	503,800
	17	213,800	243,400	308,300	381,100	505,500
	18	215,600	246,500	310,900	383,400	507,200
	19	217,400	249,600	313,500	385,800	509,000
	20	219,100	252,700	316,100	388,100	510,900
	21	221,000	255,500	318,600	390,600	512,500
	22	222,900	258,500	321,700	393,100	514,100
	23	224,900	261,400	324,600	395,800	515,700
	24	226,900	264,300	327,700	398,400	517,200
	25	228,700	267,100	330,700	400,900	518,700
	26	230,700	269,700	333,600	403,400	520,100
	27	232,700	272,300	336,500	405,800	521,500
28	234,700	275,100	339,400	408,300	522,800	

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	29	236,500	278,000	342,300	410,400	523,900
	30	238,400	280,200	344,800	412,900	524,900
	31	240,400	282,400	347,400	415,300	525,900
	32	242,400	284,600	349,900	417,700	526,900
	33	244,200	286,900	352,400	419,700	527,700
	34	246,200	289,100	354,600	422,000	528,500
	35	248,100	291,400	356,900	424,300	529,400
	36	250,000	293,500	359,200	426,700	530,300
	37	251,700	295,600	361,500	428,900	531,100
	38	253,400	297,500	363,600	431,100	532,000
	39	255,000	299,400	365,900	433,400	532,600
	40	256,800	301,400	368,100	435,700	533,100
	41	258,500	303,300	370,400	438,100	533,700
	42	259,700	305,700	372,400	440,300	534,400
	43	260,800	308,000	374,500	442,700	535,100
	44	261,900	310,400	376,600	445,100	535,600
	45	263,100	312,500	378,400	447,200	536,100
	46	264,100	314,700	380,400	449,200	536,800
	47	265,100	317,100	382,300	451,300	537,400
	48	266,000	319,600	384,300	453,500	538,000
	49	267,000	322,100	385,700	455,700	538,500
	50	267,700	324,500	387,500	457,800	
	51	268,600	326,800	389,200	460,100	
	52	269,600	329,000	391,000	462,300	
	53	270,500	331,300	392,200	464,100	
	54	271,600	333,300	393,800	465,700	
	55	272,600	335,300	395,400	467,400	
	56	273,600	337,200	397,100	469,200	
	57	274,500	339,100	398,500	470,700	
	58	275,900	341,000	400,200	471,800	
	59	277,300	343,000	401,900	472,900	
	60	278,700	345,000	403,500	474,000	
	61	279,900	346,900	404,800	475,100	
	62	281,300	348,700	406,400	476,200	
	63	282,600	350,600	407,900	477,300	
	64	283,900	352,400	409,500	478,400	
	65	285,000	354,300	410,900	479,400	
	66	286,300	356,200	411,900	480,500	
	67	287,600	358,000	412,900	481,500	
	68	288,900	359,800	413,800	482,600	
	69	290,300	361,500	414,800	483,500	
	70	291,400	363,200	415,800	484,500	
	71	292,400	365,000	416,900	485,500	
	72	293,400	366,700	417,800	486,600	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	73	294,600	368,200	418,500	487,500	
	74	295,600	369,800	419,300	488,500	
	75	296,700	371,300	420,300	489,500	
	76	297,800	372,900	421,300	490,500	
	77	298,600	374,600	422,300	491,400	
	78	299,600	376,300	423,300	492,200	
	79	300,600	378,000	424,300	493,100	
	80	301,500	379,600	425,200	494,000	
	81	302,300	381,100	425,900	494,800	
	82	303,200	382,600	426,800	495,600	
	83	304,100	384,100	427,700	496,400	
	84	305,000	385,700	428,500	497,200	
	85	305,700	386,700	429,400	497,700	
	86	306,400	388,000	430,200	498,400	
	87	307,200	389,400	431,000	499,200	
	88	308,100	390,700	431,900	500,000	
	89	309,000	392,100	432,600	500,700	
	90	309,800	393,200	433,100	501,500	
	91	310,600	394,300	433,700	502,100	
	92	311,300	395,500	434,100	502,500	
	93	312,000	396,300	434,600	503,000	
	94	312,700	397,400	435,100	503,600	
	95	313,400	398,500	435,500	504,100	
	96	314,100	399,500	435,900	504,600	
	97	314,500	400,400	436,100	505,000	
	98	314,900	401,400	436,500		
	99	315,300	402,400	436,800		
	100	315,700	403,300	437,100		
	101	316,000	404,100	437,400		
	102	316,400	405,100	437,700		
103	316,700	406,100	438,000			
104	317,100	407,100	438,300			
105	317,600	407,700	438,500			
106	318,000	408,400	438,800			
107	318,500	409,100	439,100			
108	319,000	409,700	439,300			
109	319,400	410,200	439,500			
110	319,900	410,600	439,800			
111	320,300	410,900	440,100			
112	320,800	411,200	440,300			
113	321,100	411,400	440,500			
114	321,600	411,700				
115	322,000	412,000				
116	322,500	412,300				

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	117	322,800	412,500			
	118	323,200	412,800			
	119	323,700	413,100			
	120	324,200	413,300			
	121	324,400	413,500			
	122	324,800	413,800			
	123	325,300	414,100			
	124	325,600	414,300			
	125	325,800	414,500			
	126	326,100				
	127	326,600				
	128	327,100				
	129	327,300				
	130	327,700				
	131	328,200				
	132	328,600				
	133	328,800				
	134	329,200				
	135	329,700				
	136	329,900				
	137	330,200				
138	330,600					
139	331,000					
140	331,400					
141	331,900					
再任 用職 員		245,400	291,000	308,400	373,300	466,700
任期 付職 員		207,000				

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	2	1	1	1
15	3	1	1	1
16	4	1	1	1
17	5	1	1	1
18	6	1	1	1
19	7	1	1	1
20	8	1	1	1
21	9	1	1	1
22	10	2	2	1
23	11	3	3	1
24	12	4	4	1
25	13	5	5	1
26	14	6	6	1
27	15	7	7	1
28	16	8	8	1
29	17	9	9	1
30	18	10	10	1
31	19	11	11	1
32	20	12	12	1
33	21	13	13	1
34	22	14	14	1
35	23	15	15	1
36	24	16	16	1
37	25	17	17	1
38	26	18	18	1
39	27	19	19	1
40	28	20	20	1
41	29	21	21	1
42	29	22	22	1
43	29	23	23	1
44	30	24	24	1
45	30	25	25	1
46	30	26	26	1
47	31	27	27	1
48	31	28	28	1
49	31	29	29	1
50	32	30	30	1
51	32	31	31	1
52	32	32	32	1
53	33	33	33	1
54	33	34	33	2
55	34	35	34	3
56	34	36	34	4
57	35	37	35	5
58	35	38	35	6
59	36	39	36	7
60	36	40	36	8
61	37	41	37	9

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
62	37	42	38	10
63	38	43	39	11
64	38	44	40	12
65	39	45	41	13
66	39	46	41	14
67	40	47	42	15
68	40	48	42	16
69	41	49	43	17
70	41	49	43	17
71	42	50	44	18
72	42	50	44	18
73	43	51	45	19
74	43	51	45	19
75	44	52	45	20
76	44	52	46	20
77	45	53	46	21
78	45	54	46	21
79	46	55	47	22
80	46	56	47	22
81	47	57	47	22
82	47	58	48	22
83	48	59	48	23
84	48	60	48	23
85	49	61	49	23
86	49	62	49	24
87	49	63	49	24
88	50	64	49	24
89	50	65	50	25
90	50	66	50	25
91	51	67	50	25
92	51	68	50	26
93	51	69	51	26
94	52	69	51	26
95	52	70	51	27
96	52	70	51	27
97	53	71	51	27
98	53	71	52	
99	53	72	52	
100	53	72	52	
101	53	73	52	
102	54	74	52	
103	54	75	53	
104	54	76	53	
105	54	77	53	
106	54	78	53	
107	55	79	53	
108	55	80	54	
109	55	80	54	
110	55	80	54	
111	55	80	55	
112	56	80	55	
113	56	80	55	
114	56	80		
115	56	80		
116	56	80		
117	57	80		
118	57	80		
119	57	80		
120	57	80		
121	57	80		
122	57	80		

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
123	58	80		
124	58	80		
125	58	80		
126	58			
127	58			
128	58			
129	59			
130	59			
131	59			
132	59			
133	59			
134	59			
135	60			
136	60			
137	60			
138	60			
139	60			
140	60			
141	61			

10 公安職給料表

初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給	
		級・号給	金額(円)
正規の試験 警察官採用試験(A) 警察官採用試験(B)		1/25	206,800
		1/9	174,300
その他	皇室警察学校又は都道府県警察の警察学校の初任科卒	1/13	181,300

級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
正規の試験 警察官採用試験(A)・(B)	高校卒		2	3	5	6	2
		0	2	5	10	16	18
その他	中学卒		2	3	5	6	2
		4	6	9	14	20	22

給料表 (この表は、警察本部の内部部局、警察学校及び警察署に勤務する警察官に適用する。)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
	49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
	50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
	51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
	52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
	53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
	54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
	55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
	56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
	57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
	58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900		
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100		
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500		
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900			
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200			
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500			
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800			
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100			
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400			
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700			
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900			
70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200			
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500			
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800			
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000			
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300			
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600			
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員及 び任期 付職員 以外の職 員	77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
	78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
	79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		
	80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000		
	81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200		
	82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500		
	83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800		
	84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100		
	85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300		
	86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100			
	87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400			
	88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600			
	89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800			
	90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100			
	91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400			
	92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600			
	93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800			
	94	298,100	321,800	348,200	381,800					
	95	299,300	323,200	349,700	382,400					
	96	300,600	324,500	351,200	382,900					
	97	301,700	325,700	352,500	383,300					
	98	302,900	327,000	353,700	383,700					
	99	304,100	328,300	354,800	384,300					
	100	305,300	329,600	356,000	384,800					
101	306,500	331,000	357,100	385,200						
102	307,500	331,900	358,200	385,700						
103	308,600	333,100	359,300	386,300						
104	309,600	334,300	360,500	386,800						
105	310,400	335,400	361,700	387,100						
106	311,000	336,500	362,200	387,500						
107	311,600	337,500	362,800	388,000						
108	312,300	338,600	363,400	388,300						
109	312,800	339,800	364,000	388,600						
110	313,300	340,800	364,500	389,100						
111	313,900	341,800	365,000	389,600						
112	314,500	342,700	365,500	390,100						
113	315,300	343,600	365,900	390,400						
114	316,000	344,500	366,300	390,900						
115	316,700	345,500	366,900	391,400						
116	317,400	346,500	367,400	391,900						
117	318,000	347,500	367,800	392,200						
118	318,800	348,000	368,300	392,700						
119	319,500	348,600	368,900	393,200						
120	320,300	349,200	369,400	393,700						

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	47	47	42	31
56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	32
59	51	47	43	35	51	49	44	32
60	52	48	44	36	52	50	44	32
61	53	49	45	37	53	50	44	32

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
62	54	50	46	38	54	50	44	
63	55	51	47	39	55	51	44	
64	56	52	48	40	56	51	44	
65	57	53	49	41	57	51	44	
66	58	54	50	42	58	52	44	
67	59	55	51	43	59	52	44	
68	60	56	52	44	60	52	44	
69	61	57	53	45	61	52	45	
70	62	58	54	45	62	52	45	
71	63	59	55	46	63	52	45	
72	64	60	56	46	64	52	45	
73	65	61	57	47	65	52	45	
74	66	62	58	47	66	52	45	
75	67	63	59	48	67	52	45	
76	68	64	60	48	68	53	45	
77	69	65	61	49	68	53	45	
78	70	66	62	50	68	53	45	
79	71	67	63	51	69	53	45	
80	72	68	64	52	70	53	46	
81	73	69	65	53	71	53	46	
82	74	70	66	54	72	53	46	
83	75	71	67	55	73	53	47	
84	76	72	68	56	74	53	47	
85	77	73	69	57	75	53	47	
86	78	74	69	57	76	53		
87	79	75	70	58	77	53		
88	80	76	70	58	78	54		
89	81	77	71	59	79	54		
90	81	78	71	59	80	54		
91	82	79	72	60	81	55		
92	82	80	72	60	82	55		
93	83	81	73	61	83	55		
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	89	82	64				
103	91	90	83	64				
104	92	90	84	64				
105	93	91	85	65				
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				
116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				
118	99	101	93	69				
119	100	101	94	69				
120	100	102	94	69				
121	101	102	95	69				
122	101	102	95	69				
123	102	103	96	69				

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
124	102	103	96	69				
125	103	103	96	69				
126		104	96					
127		104	96					
128		104	96					
129		105	96					
130			96					
131			96					
132			96					
133			97					
134			97					
135			97					
136			97					
137			97					
138			98					
139			99					
140			100					
141			100					

11 技能労務職給料表

初任給基準表

基礎学歴 (経験年数)	初 任 給	
	級・号給	金額(円)
高校卒	1/25 ~ 1/56	149,000 ~ 194,800
中学卒	1/9 ~ 1/40	131,500 ~ 173,200
高校卒	8年以上 17年未満	1/57 ~ 1/80
	17年以上	1/81

級別資格基準表

職務の級 基準学歴	1級	2級	3級	4級
高校卒	0	7	別に定 める	別に定 める
中学卒	0	別に定 める	別に定 める	別に定 める

給料表 (この表は、守衛、技術員、技能員、文書事務員、業務員等に適用する。)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円
	1	123,900	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	210,800	257,000	293,400
	12	134,600	212,300	258,300	295,200
	13	135,400	213,600	259,400	296,800
	14	136,400	215,100	260,600	298,500
	15	137,400	216,600	261,700	300,100
	16	138,400	217,900	262,800	301,600
	17	139,500	219,000	263,900	303,200
	18	140,700	219,800	265,100	304,800
	19	141,900	220,700	266,200	306,500
	20	143,100	221,700	267,200	308,200
	21	144,200	222,700	268,200	309,500
	22	145,400	224,200	269,300	310,900
	23	146,600	225,600	270,400	312,300
	24	147,800	226,800	271,500	313,800
	25	149,000	228,300	272,500	315,200
	26	150,500	229,600	273,600	316,700
	27	152,000	231,000	274,700	318,200
	28	153,500	232,300	275,800	319,600
	29	154,900	233,600	276,800	321,200
	30	156,400	234,900	277,900	322,400
	31	157,900	236,300	278,900	323,700
32	159,400	237,600	279,900	324,900	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び 任期付職員 以外の職員	33	160,900	238,800	280,800	326,000
	34	162,700	240,100	281,800	326,900
	35	164,500	241,400	282,900	328,000
	36	166,300	242,800	284,000	329,100
	37	168,100	244,100	284,700	330,200
	38	169,800	245,400	285,600	331,300
	39	171,500	246,800	286,500	332,300
	40	173,200	248,200	287,400	333,300
	41	175,000	249,300	288,300	334,300
	42	176,500	250,600	289,300	335,300
	43	178,000	251,900	290,300	336,300
	44	179,500	253,200	291,200	337,300
	45	180,900	254,100	291,900	345,900
	46	182,400	255,200	292,800	347,300
	47	183,800	256,400	293,700	348,800
	48	185,200	257,600	294,600	350,300
	49	186,600	258,800	295,300	351,900
	50	187,800	260,000	296,000	352,700
	51	189,100	261,200	296,700	353,900
	52	190,300	262,200	297,500	354,900
	53	191,500	263,300	298,100	355,800
	54	192,600	264,400	298,900	356,900
	55	193,700	265,600	299,600	357,800
	56	194,800	266,800	300,300	358,900
	57	195,900	267,800	301,000	359,800
	58	197,000	268,800	301,700	360,500
	59	198,000	269,900	302,500	361,200
	60	199,000	270,900	303,200	361,900
	61	200,000	272,000	303,800	362,300
	62	201,100	273,100	304,500	362,900
	63	202,200	274,100	305,200	363,600
	64	203,200	275,200	305,900	364,300
65	204,200	276,100	306,400	364,600	
66	205,100	276,900	306,900	365,300	
67	205,800	277,700	307,500	366,000	
68	206,700	278,500	308,100	366,700	
69	207,600	279,400	308,700	367,000	
70	208,800	280,200	309,100	367,600	
71	209,900	281,000	309,600	368,300	
72	210,800	281,700	310,100	368,900	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	73	211,500	282,500	310,400	369,200
	74	212,800	283,200	310,900	369,800
	75	214,000	284,000	311,400	370,500
	76	215,200	284,800	311,800	371,100
	77	216,300	285,400	312,000	371,500
	78	217,600	286,000	312,300	372,000
	79	218,900	286,500	312,600	372,600
	80	220,000	286,900	312,900	373,100
	81	221,100	287,300	313,200	373,600
	82	222,300	287,700	313,500	374,200
	83	223,500	288,200	313,800	374,700
	84	224,700	288,700	314,100	375,000
	85	225,800	289,100	314,300	375,400
	86	227,000	289,700	314,700	375,900
	87	228,200	290,300	315,000	376,300
	88	229,300	290,900	315,200	376,700
	89	230,400	291,200	315,400	377,100
	90	231,600	291,700	315,700	377,600
	91	232,800	292,200	316,000	378,000
	92	234,000	292,600	316,300	378,400
	93	235,100	293,000	316,500	378,700
	94	236,100	293,500	316,800	
	95	237,000	294,000	317,100	
	96	238,000	294,500	317,300	
	97	239,000	294,800	317,500	
	98	240,000	295,200	317,800	
	99	241,000	295,700	318,100	
	100	241,900	296,200	318,300	
	101	242,900	296,600	318,500	
	102	243,800	297,000		
103	244,700	297,300			
104	245,600	297,600			
105	246,500	297,900			
106	247,300	298,300			
107	248,100	298,700			
108	248,800	299,100			
109	249,600	299,400			
110	250,200	299,800			
111	250,800	300,200			
112	251,300	300,500			

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	113	251,500	300,700		
	114	251,900	301,000		
	115	252,400	301,300		
	116	252,900	301,500		
	117	253,500	301,700		
	118	253,900	302,000		
	119	254,400	302,300		
	120	254,900	302,500		
	121	255,200	302,700		
	122	255,500	303,000		
	123	255,800	303,300		
	124	256,100	303,500		
	125	256,300	303,700		
	126	256,600	304,000		
	127	256,900	304,300		
	128	257,200	304,500		
	129	257,400	304,700		
	130	257,600	305,000		
	131	258,000	305,300		
	132	258,200	305,500		
	133	258,500	305,700		
	134	258,900			
	135	259,200			
	136	259,500			
	137	259,700			
	138	260,000			
	139	260,200			
	140	260,500			
	141	260,800			
	142	261,000			
	143	261,300			
	144	261,600			
145	261,800				
146	262,000				
147	262,300				
148	262,500				
149	262,800				
150	263,100				
151	263,400				
152	263,600				

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	153	263,800			
	154	264,100			
	155	264,300			
	156	264,500			
	157	264,800			
	158	265,100			
	159	265,400			
	160	265,700			
	161	265,800			
	162	266,100			
	163	266,400			
	164	266,700			
	165	266,800			
	166	267,100			
	167	267,400			
	168	267,700			
	169	267,800			
170	268,100				
171	268,400				
172	268,700				
173	268,800				
174	269,100				
175	269,400				
176	269,700				
177	269,800				
再任 用職 員		199,800	220,900	241,700	272,400
任期 付職 員		127,700			

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	1	1	11
28	1	1	12
29	1	1	13
30	1	2	13
31	1	3	14
32	1	4	14
33	1	5	15
34	1	6	15
35	1	7	16
36	1	8	16
37	1	9	17
38	1	10	17
39	1	11	18
40	1	12	18
41	1	13	19
42	1	14	19
43	1	15	20
44	1	16	20
45	1	17	21
46	1	18	22
47	1	19	23
48	1	20	24
49	2	21	25
50	3	22	25
51	4	23	26
52	5	24	26
53	6	25	27

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
54	7	26	27
55	8	27	28
56	9	28	28
57	10	29	29
58	11	30	29
59	12	31	29
60	13	32	30
61	13	33	30
62	14	34	30
63	15	35	31
64	16	36	31
65	17	37	31
66	18	38	32
67	19	39	32
68	20	40	32
69	21	41	33
70	22	42	33
71	23	43	33
72	24	44	34
73	25	45	34
74	26	46	34
75	27	47	35
76	28	48	35
77	29	49	35
78	30	50	36
79	31	51	36
80	32	52	36
81	33	53	37
82	33	54	37
83	34	55	37
84	34	56	37
85	35	57	37
86	35	58	37
87	36	59	38
88	36	60	38
89	37	61	38
90	38	61	38
91	39	62	38
92	40	62	38
93	41	63	39
94	42	63	39
95	43	64	39
96	44	64	39
97	45	65	39
98	46	65	39
99	47	66	40
100	48	66	40
101	49	67	40
102	49	67	
103	50	68	
104	50	68	
105	51	69	
106	51	70	
107	52	71	
108	52	72	

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
109	53	73	
110	53	73	
111	54	74	
112	54	74	
113	55	75	
114	55	75	
115	56	76	
116	56	76	
117	57	76	
118	57	76	
119	58	76	
120	58	76	
121	59	76	
122	59	76	
123	60	76	
124	60	76	
125	61	76	
126	61	76	
127	61	76	
128	61	76	
129	62	76	
130	62	76	
131	62	76	
132	62	76	
133	63	76	
134	63		
135	63		
136	63		
137	64		
138	64		
139	64		
140	64		
141	65		
142	65		
143	65		
144	65		
145	66		
146	66		
147	66		
148	66		
149	67		
150	67		
151	67		
152	67		
153	68		
154	68		
155	68		
156	68		
157	69		
158	69		
159	69		
160	69		
161	69		
162	69		
163	69		

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
164	70		
165	70		
166	70		
167	70		
168	70		
169	70		
170	70		
171	71		
172	71		
173	71		
174	71		
175	71		
176	71		
177	71		

12 給料の調整額

調整基本額 × 調整数で得た額(その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額)を支給する。

適用区分表

勤務箇所	給料の調整額を受ける職員	調整数
医 務 課	(1) 結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	2
	(2) 精神病患者の作業療法に直接従事する職員	
	(3) 精神病患者の心理検査及び心理療法に直接従事する職員	
	(4) 精神病患者の相談及び援助の業務に常時従事する職員	
	(5) 患者の相談及び援助の業務に常時従事する職員	1
衛 生 薬 務 課	麻薬取締員	2
児 童 相 談 所 一 時 保 護 課	(1) 一時保護児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする指導員及び保育士	3
	(2) 一時保護課長	1
甲 陽 学 園	(1) 児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	3
	(2) 園長及び副園長	人事委員会が必要と認める調整数
	(3) (1)から(2)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	
障 害 者 相 談 所	義肢装具士	2
あけぼの医療福祉センター	(1) 重症心身障害児の保育に直接従事することを本務とする保育士(交替制により勤務する者に限る。)	5
	(2) 重度肢体不自由児及び肢体不自由児の保育に直接従事することを本務とする保育士((1)に掲げる者以外の者で交替制により勤務する者に限る。)	3.5
	(3) 重症心身障害児の保育に直接従事することを本務とする保育士((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	3
	(4) 肢体不自由児の保育及び生活支援に直接従事することを本務とする保育士((1)から(3)までに掲げる者を除く。)	2.5
	(5) 理学療法士、作業療法士及び言語訓練に従事する職員	
	(6) 医師((10)に掲げる者を除く。)	2
	(7) 生活支援及び職業指導に直接従事することを本務とする職員	
	(8) 歯科衛生士及び心理判定員	
	(9) 検査科に勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	
	(10) 所長	1
		医(一)3級の者は2
	(11) 福祉指導幹	人事委員会が必要と認める調整数
(12) (1)から(11)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの		

育 精 福 祉 セ ン タ ー	(1) 重度知的障害児の保護及び生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員及び保育士 (交替制により勤務する者に限る。)	5
	(2) 重度知的障害者の保護及び生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員、保育士及び介護職員としての職務に従事する職員 ((1)に掲げる者以外の者で交替制により勤務するものに限る。)	4.5
	(3) 知的障害児(重度知的障害児を除く。)又は知的障害者(重度知的障害者を除く。)の生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員、保育士及び介護職員としての職務に従事する職員 ((1)及び(2)に掲げる者以外の者で交替制により勤務するものに限る。)	4
	(4) 知的障害児又は知的障害者の教育、生活支援及び作業指導に直接従事することを本務とする生活支援員、作業指導員及び保育士 ((1)から(3)までに掲げる者を除く。)	3
	(5) 知的障害児又は知的障害者の教育、生活支援及び作業指導に直接従事することを本務とする保健師	2
	(6) 所長	人事委員会が必要と認める調整数
	(7) (1)から(6)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	
衛 生 環 境 研 究 所	結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	1
食 肉 衛 生 検 査 所	(1) 常時と畜検査及び食鳥検査に従事する職員	3
	(2) 所長及び次長	1
	(3) (1)から(2)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	
動 物 愛 護 指 導 セ ン タ ー	動物管理の業務に直接従事することを常例とする職員	2
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	(1) 常時精神病患者の診断(鑑定)に直接従事する医師((2)に掲げる者を除く。)	2
	(2) 所長(医師に限る。)	1 医(一)3級の者は2
	(3) 精神病患者の心理検査及び心理療法に直接従事することを常例とする心理判定員	1
	(4) 精神病患者の作業療法に直接従事することを常例とする作業療法士	
	(5) (1)から(4)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	人事委員会が必要と認める調整数
産 業 技 術 短 期 大 学 校	常時職業訓練業務に直接従事する職員	2
峡 南 高 等 技 術 専 門 校	常時職業訓練業務に直接従事する職員	2
専 門 学 校 農 業 大 学 校	常時農業教育業務に直接従事する職員	2
家 畜 保 健 衛 生 所	常時家畜の伝染病予防、診断及び保健衛生上必要な試験、検査等の業務に直接従事する獣医師	1
特 別 支 援 学 校	人事委員会が調整を必要と認める職員 県立学校教育職員を除く	人事委員会が必要と認める調整数
	(1) 特別支援教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師並びに校長、副校長、教頭、養護教諭及び養護助教諭 (2) 教諭、助教諭及び講師((1)に掲げる者を除く。) (3) 特別支援教育に直接従事することを本務とする実習助手 (4) 寄宿舎指導員	1

勤務箇所	給料の調整額を受ける職員	調整数
小学校 中学校	(1) 学校教育法第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) (1)に掲げる職員以外の職員で人事委員会が調整を必要と認める職員	1
警察 航空隊	(1) 航空機の操縦業務に従事する職員 公安職給料表適用	3
	(2) 航空機の整備業務に従事する職員(一等航空整備士に限る。) 行政職給料表適用	1.5

調整基本額表

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円 ただし、1号給6,192円 2号給6,241円 3号給6,295円 4号給6,345円 5号給6,394円 6号給6,444円 7号給6,493円 8号給6,543円 9号給6,592円
2 級	8,500円 ただし、1号給8,446円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,600円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

二 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円 ただし、1号給7,002円、2号給7,065円、3号給7,132円 4号給7,195円、5号給7,258円、6号給7,326円、7号給7,393円 8号給7,461円、9号給7,519円、10号給7,596円、11号給7,668円 12号給7,740円、13号給7,807円、14号給7,897円、15号給7,987円 16号給8,077円
2 級	9,400円 ただし、1号給8,230円、2号給8,325円、3号給8,419円 4号給8,514円、5号給8,608円、6号給8,712円、7号給8,815円 8号給8,919円、9号給9,027円、10号給9,090円、11号給9,153円 12号給9,216円、13号給9,279円、14号給9,346円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,500円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円 ただし、1号給6,196円、2号給6,246円、3号給6,300円 4号給6,349円、5号給6,399円、6号給6,457円、7号給6,516円 8号給6,574円、9号給6,624円、10号給6,700円、11号給6,772円 12号給6,844円、13号給6,912円、14号給6,997円、15号給7,083円 16号給7,173円、17号給7,254円、18号給7,353円、19号給7,452円 20号給7,546円、21号給7,645円、22号給7,753円、23号給7,857円 24号給7,960円
2 級	9,300円 ただし、1号給8,424円、2号給8,536円、3号給8,644円 4号給8,752円、5号給8,865円、6号給8,968円、7号給9,072円 8号給9,171円、9号給9,265円
3 級	10,900円
4 級	11,700円
5 級	14,500円

ハ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,800円 ただし、1号給6,781円、2号給6,835円、3号給6,889円 4号給6,943円、5号給6,988円、6号給7,056円、7号給7,119円 8号給7,182円、9号給7,240円、10号給7,303円、11号給7,366円 12号給7,434円、13号給7,501円、14号給7,569円、15号給7,636円 16号給7,704円、17号給7,776円
2 級	9,300円 ただし、1号給9,036円、2号給9,117円、3号給9,198円 4号給9,274円
3 級	9,600円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	12,100円

ト 教育職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円 ただし、1号給6,790円、2号給6,858円、3号給6,925円 4号給6,993円、5号給7,069円、6号給7,155円、7号給7,236円 8号給7,317円、9号給7,398円、10号給7,492円、11号給7,582円 12号給7,672円、13号給7,762円、14号給7,861円、15号給7,960円 16号給8,059円、17号給8,163円、18号給8,280円、19号給8,392円 20号給8,505円、21号給8,617円、22号給8,694円、23号給8,770円 24号給8,847円、25号給8,914円、26号給8,991円
2 級	11,100円 ただし、1号給8,779円、2号給8,856円、3号給8,928円 4号給9,004円、5号給9,085円、6号給9,162円、7号給9,238円 8号給9,310円、9号給9,391円、10号給9,477円、11号給9,562円 12号給9,648円、13号給9,724円、14号給9,814円、15号給9,904円 16号給9,994円、17号給10,080円、18号給10,201円、19号給10,323円 20号給10,444円、21号給10,561円、22号給10,687円、23号給10,804円 24号給10,926円、25号給11,043円
3 級	11,900円(条例別表第一の備考(二)に定める職員にあっては、 12,200円)
4 級	13,100円

チ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円 ただし、1号給6,790円、2号給6,858円、3号給6,925円 4号給6,993円、5号給7,069円、6号給7,155円、7号給7,236円 8号給7,317円、9号給7,398円、10号給7,492円、11号給7,582円 12号給7,672円、13号給7,762円、14号給7,861円、15号給7,960円 16号給8,059円、17号給8,163円、18号給8,280円、19号給8,392円
2 級	11,000円 ただし、1号給7,501円、2号給7,596円、3号給7,690円 4号給7,789円、5号給7,879円、6号給7,978円、7号給8,077円 8号給8,176円、9号給8,280円、10号給8,406円、11号給8,527円 12号給8,649円、13号給8,779円、14号給8,856円、15号給8,928円 16号給9,004円、17号給9,085円、18号給9,162円、19号給9,238円 20号給9,310円、21号給9,391円、22号給9,477円、23号給9,562円 24号給9,648円、25号給9,724円、26号給9,814円、27号給9,904円 28号給9,994円、29号給10,080円、30号給10,201円、31号給10,323円 32号給10,444円、33号給10,561円、34号給10,687円、35号給10,804円 36号給10,926円
特 2 級	11,300円
3 級	11,500円(条例別表第二の備考(二)に定める職員にあっては、 11,800円)
4 級	12,700円

リ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,900円 ただし、1号給7,213円、2号給7,290円、3号給7,371円 4号給7,447円、5号給7,515円、6号給7,600円、7号給7,681円 8号給7,767円、9号給7,843円
2 級	8,800円 ただし、1号給7,915円、2号給7,996円、3号給8,077円 4号給8,158円、5号給8,244円、6号給8,347円、7号給8,451円 8号給8,554円、9号給8,653円、10号給8,770円
3 級	9,400円 ただし、1号給9,112円、2号給9,202円、3号給9,292円 4号給9,382円
4 級	10,600円
5 級	11,300円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,400円
9 級	13,100円

ヌ 技能労務職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円 ただし、1号給5,575円、2号給5,616円、3号給5,661円 4号給5,701円、5号給5,746円、6号給5,791円、7号給5,836円 8号給5,881円、9号給5,917円、10号給5,962円、11号給6,007円 12号給6,057円、13号給6,093円、14号給6,138円、15号給6,183円 16号給6,228円、17号給6,277円、18号給6,331円、19号給6,385円 20号給6,439円、21号給6,489円、22号給6,543円、23号給6,597円 24号給6,651円、25号給6,705円、26号給6,772円、27号給6,840円 28号給6,907円、29号給6,970円、30号給7,038円
2 級	8,500円
3 級	8,700円
4 級	9,800円

13 教 職 調 整 額

支給割合

教育職給料表(一)の適用者で1級、2級又は特2級である者、教育職給料表(二)の適用者で1級、2級又は特2級である者

給料月額 × 4%

14 経 験 年 数 換 算 表

経 歴 の 種 類	職員の職務との関係	換 算 率	備 考
国家公務員 地方公務員 旧公共企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員	としての在職期間 職務の種類が類似しているもの	10 割 以 下	
	その他のもの	8 割 以 下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下とする。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10 割 以 下	
	その他のもの	8 割 以 下	
学校又は学校に準じる教育機関における在学期間		10 割 以 下	在学期間は、正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	医療、教育、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10 割 以 下	
	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5 割 以 下	直接関係があると認められるものは、8割以下とする。(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下とする。)
	その他のもの	2 割 5 分 以 下	医(三)適用者は免許取得後の在家庭の期間を5割以下とする。

15 休職期間等換算表

休 職 等 の 期 間	換 算 率
地方公務員法(以下「法」という。)第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものに限る。)又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病による休暇の期間	3 分 の 3 以 下
派遣職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	
公益的法人派遣者の派遣の期間 1	100 分 の 100 以 下
法第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)の期間	2 分 の 1 以 下
専従許可の有効期間	3 分 の 2 以 下
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条第1項及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第12条の第1項に規定する介護休暇又は無給休暇の期間	2 分 の 1 以 下
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3 分 の 3 以 下
育児休業の期間 2	100 分 の 100 以 下
自己啓発等休業の期間 3	大学等における修学(人事委員会の事前承認を受けたものに限る。)又は国際貢献活動のためのもの 100 分 の 100 以 下
	上記以外のもの 100 分 の 50 以 下
配偶者同行休業の期間 4	100 分 の 50 以 下

備 考

- 1 この表により換算する休職等の期間は、復職の日において受ける給料月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。
- 2 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。
- 1 「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則」により規定。
- 2 「山梨県職員の育児休業等に関する条例」により規定(平成19年8月1日前の期間は、2分の1以下で換算)。
- 3 「山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則」により規定
- 4 「山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例」により規定

手 当 編

1 管理職手当

管理職手当は、人事委員会が指定する職にある者に対して、職務・職責に応じた定額を支給する。

この場合において、支給額は、その者の属する職務の級における最高号給の給料月額額の25%の範囲内とする。

なお、管理職手当の支給を受ける者には、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当並びに特殊勤務手当のうち保健衛生業務従事手当は支給しない。

支給区分表 支給区分欄の()内は人事委員会が認める者(企業局については管理者が認める者)

組	組織	職	支給区分	組	組織	職	支給区分
知事部局	本 庁	部長	一種	知事部局	本 庁	工事施工管理監	七種(六種)
		局長				まちづくり推進企画監	
		局長				建築物防災対策監	
		局長				工事検査監	
		局長				総括課長補佐	
		局長				首都圏広報推進監	
		局長				保存整備監	
		局長				情報システム専門監	
		局長				税務徴収企画監	
		局長				防災情報通信監	
		局長	運航管理監				
		局長	地域医療監				
		局長	緑化推進監				
		局長	立地推進監				
		局長	おもてなし推進監				
		局長	観光企画監				
		局長	国際観光振興監				
		局長	農政企画監				
		局長	技術審査監				
		局長	道路企画監				
局長	道路管理監						
局長	下水道管理監						
局長	財務審査監						
		出先機関	参事兼機関の長	四種			
		東京事務所	所長	三種(一種・二種)			
			次長	六種(五種)			
			広報推進官	七種(六種)			
		中北地域県民センター	所長	四種(三種)			
			次長	五種			
			次長(貢川合同庁舎)	六種			
			工事検査幹	七種(六種)			
			地域防災幹	七種			
		局長	七種(六種)			局長	
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					
		局長					

組 織	職	支給区分	
知事部局	中北地域県民センター	財 務 審 査 幹 長	七種
	峡東地域県民センター	所 長	四種(三種)
次 長		五種	
工 事 検 査 幹 長		七種(六種)	
地 域 防 災 幹 長 財 務 審 査 幹 長		七種	
峡南地域県民センター	所 長	四種(三種)	
	次 長	五種	
	工 事 検 査 幹 長	七種(六種)	
	次長(西八代合同庁舎に 勤務する者) 地 域 防 災 幹 長 財 務 審 査 幹 長	七種	
富士・東部地域県民 センター	所 長	四種(三種)	
	次 長	五種	
	工 事 検 査 幹 長	七種(六種)	
	地 域 防 災 幹 長 財 務 審 査 幹 長	七種	
総合理工学研究機構	事 務 局 長	三種(二種)	
	特 別 研 究 員	六種(五種)	
	研 究 管 理 幹 長	八種(七種)	
富士山科学研究所	副 所 長	三種(一種・二種) (研究職給料表適用者五種)	
	特 別 研 究 員	六種	
	研 究 管 理 幹 長	八種(七種)	
県民生活センター	所 長	四種(三種)	
	次 長	七種(六種)	
リニア用地事務所	所 長	四種(三種)	
	次 長	七種(六種)	
職員研修所	所 長	二種(一種)	
総合県税事務所	所 長	一種	
	滞 納 整 理 部 長	五種(四種)	
	課 税 ・ 管 理 部 長 自 動 車 税 部 長	五種	
	副 滞 納 整 理 部 長	七種	
消防学校	校 長	五種	
	教 頭	七種(六種)	
中北保健福祉事務所	所 長	四種(三種)	
	副 所 長	五種	

組 織	職	支給区分	
知事部局	中北保健福祉事務所	次 長	六種
		次 長 (峡 北 支 所)	七種
峡東保健福祉事務所	所 長	所 長	五種(四種)
		副 所 長	五種
		次 長	七種(六種)
峡南保健福祉事務所	所 長	所 長	五種(四種)
		副 所 長	五種
富士・東部保健福祉事務所	所 長	次 長	七種(六種)
		副 所 長	五種
		次 長	七種(六種)
女性相談所	所 長	五種	
中央児童相談所	所 長	所 長	五種
		副 所 長	六種(五種)
		次 長	七種(六種)
都留児童相談所	所 長	児 童 虐 待 対 策 幹 長	八種(七種)
		所 長	五種
		次 長	七種(六種)
甲陽学園	園 長	児 童 虐 待 対 策 幹 長	八種(七種)
		園 長	五種
こころの発達総合 支援センター	所 長	副 園 長	七種(六種)
		次 長	五種
障害者相談所	所 長	七種	
精神保健福祉センター	所 長	所 長	五種
		次 長	七種(六種)
あけぼの医療福祉 センター	所 長	所 長	五種
		事 務 局 長	四種(三種)
		副 所 長	四種(三種)
		副 所 長	六種(五種)
		副 所 長	七種(六種)
育精福祉センター	所 長	福 祉 指 導 幹 長	七種
		副 所 長	七種
		副 所 長	八種
富士ふれあいセンター	所 長	副 所 長	八種
		所 長	五種(四種)
衛生環境研究所	所 長	次 長	七種(六種)
		次 長	五種(四種)
		次 長	七種(六種)

組 織	職	支給区分	
知事部局	衛生環境研究所	総括技術管理幹	八種(七種)
		研究管理幹	
	食肉衛生検査所	所長	五種
		次長	七種(六種)
	動物愛護指導センター	所長	五種
		次長	七種(六種)
	中北林務環境事務所	所長	四種(三種)
		次長	六種
		森林保全幹	七種
	峡東林務環境事務所	環境保全幹	八種
		工事施工管理幹	八種
		所長	五種(四種)
	峡南林務環境事務所	次長	六種
		森林保全幹	七種
		環境保全幹	七種
	富士・東部林務環境事務所	工事施工管理幹	八種
		所長	四種
		次長	六種
	森林総合研究所	森林保全幹	七種
		環境保全幹	七種
		工事施工管理幹	八種
		所長	四種(三種)
	計量検定所	副所長	五種
		特別研究員	六種
		次長	七種(六種)
		研究管理幹	八種(七種)
	宝石美術専門学校	所長	五種
		次長	七種
	工業技術センター	事務局長	二種(一種)
		所長	一種
		副所長	四種(二種・三種)
			研究職給料表適用者五種(四種)
		特別研究員	六種(五種)
	次長	七種	

組 織	職	支給区分	
知事部局	工業技術センター	研究管理幹	八種(七種)
	富士工業技術センター	所長	五種
		特別研究員	六種
		次長	七種(六種)
		研究管理幹	八種(七種)
	産業技術短期大学校	事務局長	三種(一種・二種)
		事務局次長	五種
			(都留駐在者六種)
	峡南高等技術専門学校	教務指導部長	七種
		校長	五種
		副校長	七種(六種)
	就業支援センター	所長	五種
	大阪事務所	所長	五種
	パスポートセンター	所長	五種
	中北農務事務所	所長	四種(三種)
		次長	六種(五種)
		担い手対策幹	七種(六種)
		農村整備振興幹	七種
		工事施工管理幹	八種
	峡東農務事務所	所長	四種
		次長	六種
		担い手対策幹	七種(六種)
		農村整備振興幹	七種
	峡南農務事務所	工事施工管理幹	八種
		所長	五種(四種)
		次長	七種(六種)
		担い手対策幹	七種
	富士・東部農務事務所	農村整備振興幹	七種
		工事施工管理幹	八種
		所長	五種(四種)
		次長	七種(六種)
	家畜保健衛生所	担い手対策幹	七種(六種)
		農村整備振興幹	七種
工事施工管理幹		八種	
水産技術センター	所長	五種	
	特別研究員	六種	
	次長	七種(六種)	

組 織	職	支給区分	
知事部局	水産技術センター	研 究 管 理 幹 長	八種(七種)
	総合農業技術センター	所 長	三種
副 所 長		五種(四種)	
次 長		六種(五種)	
特 別 研 究 員		六種(五種)	
専 門 指 導 幹 長		七種(六種)	
果樹試験場	研 究 管 理 幹 長	八種(七種)	
	場 長	五種(四種)	
	特 別 研 究 員	六種	
	次 長	七種(六種)	
畜産試験場	副 場 長	七種(六種)	
	研 究 管 理 幹 長	八種(七種)	
	場 長	五種	
酪農試験場	次 長	七種(六種)	
	場 長	五種	
	研 究 管 理 幹 長	八種(七種)	
専門学校農業大学校	校 長	四種(三種)	
	副 校 長	七種(六種)	
中北建設事務所	所 長	三種	
	支 所 長	五種	
	次 長	六種	
	次 長 (峡 北 支 所)	七種	
	工 事 施 工 管 理 幹 長	八種	
峡東建設事務所	技 術 審 査 幹 長	八種	
	所 長	四種	
	次 長	六種	
峡南建設事務所	工 事 施 工 管 理 幹 長	八種	
	技 術 審 査 幹 長	八種	
	所 長	四種	
	次 長	六種	
	次 長 (身 延 駐 在)	七種	
富士・東部建設事務所	工 事 施 工 管 理 幹 長	八種	
	技 術 審 査 幹 長	八種	
	所 長	四種	
	支 所 長	五種	
	次 長	六種	
	次 長 (富 土 吉 田 支 所)	七種	
	工 事 施 工 管 理 幹 長	八種	

組 織	職	支給区分	
知事部局	富士・東部建設事務所	技 術 審 査 幹 長	八種
	中部横断自動車道 推進事務所	所 長	五種
		次 長	七種(六種)
		技 術 指 導 幹 長	七種
	新環状・西関東道路 建設事務所	所 長	五種
		次 長	七種(六種)
		技 術 指 導 幹 長	七種
	広瀬・琴川ダム管理 事務所	所 長	五種
		次 長	七種(六種)
	荒川ダム管理事務所	ダ ム 管 理 幹 長	七種
		所 長	五種
	大門・塩川ダム管理 事務所	所 長	五種
		次 長	七種(六種)
深城ダム管理事務所	ダ ム 管 理 幹 長	七種	
	所 長	五種	
流域下水道事務所	所 長	五種	
	次 長	七種(六種)	
労働委員会事務局	技 術 指 導 幹 長	七種	
	事 務 局 長	一種	
	次 長	五種(四種)	
議会事務局	審 査 調 整 指 導 監	七種(六種)	
	事 務 局 長	一種	
	事 務 局 次 長	三種(二種)	
	課 長	五種(四種)	
	局 付 主 幹	六種(五種)	
	総 括 課 長 補 佐	七種(六種)	
	政 務 調 査 監	七種	
教育委員会 事務局	教 育 次 長	一種	
	理 化 振 興 事 監	三種(一種・二種)	
	文 化 振 興 事 監	三種	
	次 長	四種	
	参 事	四種	
	課 長	五種(四種)	
	学 力 向 上 対 策 監	五種	
	企 画 調 整 主 幹	五種	
	新 しい 学 校 づ くり 推 進 室 長	六種(五種)	
	教 育 庁 付 主 幹	六種(五種)	
施 設 管 理 監	七種(六種)		
総 括 課 長 補 佐	七種(六種)		
人 事 管 理 監	七種		

組	織	職	支給区分
教育委員会 事務局	本 庁	義務教育指導監	七種
		高校教育指導監	
		文化財指導監	
	中北教育事務所	所 長	五種
		副 所 長	六種
		次 長	七種(六種)
	地域学力向上推進幹	所 長	七種
		副 所 長	五種
		次 長	六種
	地域学力向上推進幹	所 長	七種
		副 所 長	五種
		次 長	六種
	地域学力向上推進幹	所 長	七種
		副 所 長	五種
		次 長	六種
	地域学力向上推進幹	所 長	七種
		副 所 長	五種
		次 長	六種
	富士・東部教育事務所	所 長	五種
		副 所 長	六種
		次 長	七種
	地域学力向上推進幹	所 長	七種
		副 所 長	五種
		次 長	六種
	埋蔵文化財センター	所 長	五種
		次 長	七種(六種)
		副 館 長	五種(四種)
	図書館	次 長	六種
		司 書 幹	八種(七種)
		副 館 長	五種(四種)
	美術館	学 芸 幹	八種(七種)
		副 館 長	四種
		学 芸 幹	八種(七種)
博物館	副 館 長	四種	
	学 芸 幹	八種(七種)	
	副 館 長	五種(四種)	
考古博物館	次 長	七種(六種)	
	副 館 長	五種(四種)	
	学 芸 幹	八種(七種)	
文学館	副 館 長	五種(四種)	
	学 芸 幹	八種(七種)	
	所 長	五種(四種)	
総合教育センター	副 所 長	六種	
	管 理 部 長	七種(六種)	
	教 育 指 導 部 長	七種	
	研 究 開 発 部 長		
相 談 支 援 部 長			
情 報 教 育 部 長			

組	織	職	支給区分
	県立学校	事 務 局 長	七種
	人事委員会事務局	事 務 局 長	一種
		次 長	五種(四種)
		総 括 次 長 補 佐	七種(六種)
	監査委員事務局	事 務 局 長	一種
		次 長	五種(四種)
		総 括 次 長 補 佐	七種(六種)
警察部局	警察本部 (警察官以外の職員)	次長(総務室及び部に置く 次長に限る。)	三種(二種)
		参 事	四種
		課 長	五種(四種)
		公安委員会補佐室長	六種(五種)
		庁舎整備室長	
		監 査 室 長	
		犯罪被害者支援室長	
		給 与 企 画 官	
		福 利 厚 生 官	
		情報システム企画官	
		生活安全対策室長	
		許 認 可 管 理 室 長	
		調 査 官	
		交通事故分析官	
		交通管制センター所長	
試 験 場 長			
聴 聞 官			
部 (室) 付 主 幹			
科学捜査研究所副所長	七種(六種)		
研 究 調 査 幹			
施 設 管 理 監			
研 究 管 理 幹	八種(七種)		
知事部局	甲府警察署	会 計 管 理 官	六種(五種)
知事部局	宝石美術専門学校 (教育職員)	教 養 主 幹	八種(七種)
知事部局	教育委員会	学 生 主 幹	
教育委員会	県立学校	校 長	七種(五種・六種)
教育委員会	公立小中学校 (教育職員)	副 校 長 (県 立 学 校)	八種(七種)
教育委員会	警察部局	教 頭	
警察部局	警察本部 (警察官)	部 (室) 長	二種
警察部局	警察本部 (警察官)	首 席 監 察 官	三種
警察部局	警察本部 (警察官)	参 事 官	四種(三種)

組	織	職	支給区分
警察部局	警察本部 (警察官)	課長	五種(四種)
		科学捜査研究所長	
		機動捜査隊長	
		交通機動隊長	
		高速道路交通警察隊長	
	機動隊長	六種(五種)	
	被疑者取調べ監督室長		
	県民広報相談センター所長		
	企画室長		
	留置管理室長		
	航空隊長		
	検視指導室長		
	犯罪捜査指導支援室長		
	組織犯罪捜査室長		
	危機管理室長		
	調査官		
	広報官		
	監察官		
	広域捜査官		
	交通捜査指導官		
甲府警察署	副署長	五種	
	刑事官	六種(五種)	
南甲府警察署	地域交通管理官	六種(五種)	
	署長	二種	
南甲府警察署	副署長	五種	
	刑事官	六種(五種)	
南甲府警察署	地域交通管理官	六種(五種)	
	署長	三種	
南甲府警察署	副署長	五種	
	刑事官	六種(五種)	
南甲府警察署	地域交通管理官	六種(五種)	
	署長	四種(三種)	
南甲府警察署	副署長	五種	
	刑事官	六種(五種)	
南甲府警察署	地域交通管理官	六種(五種)	
	署長	四種(三種)	
南甲府警察署	副署長	五種	
	刑事官	六種(五種)	

組	織	職	支給区分
警察部局	日下部警察署 大月警察署	署長	四種(三種)
		副署長	六種(五種)
警察部局	北杜警察署 鯉沢警察署 南部警察署 上野原警察署	署長	五種(四種)
		警察学校	校長
警察部局	警察学校	副校長	五種
		局長	一種
企業局	本庁	技監	三種(一種・二種)
		次長	三種(二種)
		参事	四種
		課長	五種(四種)
		企画調整主幹	五種
		局付主幹	六種(五種)
		工事検査監	七種(六種)
		経営指導監	七種(六種)
		総括課長補佐	七種(六種)
		参事兼事業所の長	四種
企業局	発電総合制御所	所長	五種
		次長	七種(六種)
企業局	早川水系発電 管理事務所	所長	五種
		次長	七種(六種)
企業局	笛吹川水系発電 管理事務所	所長	五種
		次長	七種(六種)
企業局	石和温泉管理事業所	所長	五種

(参考) 管理職手当額支給額表(再任用職員以外の職員)

イ 行政職給料表

職務の級	支給区分	管理職手当額
9級	一 種	130,300 円
8級	一 種	116,500 円
	二 種	108,100 円
	三 種	94,000 円
7級	四 種	84,100 円
	五 種	75,200 円
6級	五 種	70,600 円
	六 種	62,300 円
	七 種	54,000 円
	八 種	45,700 円

八 医療職給料表(二)

職務の級	支給区分	管理職手当額
7級	六 種	65,700 円
6級	六 種	62,300 円
	七 種	54,000 円
	八 種	45,700 円

ホ 研究職給料表

職務の級	支給区分	管理職手当額
5級	五 種	87,900 円
4級	五 種	76,100 円
	六 種	67,200 円
	七 種	58,200 円
	八 種	49,300 円
3級	七 種	52,800 円
	八 種	44,700 円

ト 教育職給料表(二)

職務の級	支給区分	管理職手当額
4級	五 種	74,500 円
	六 種	65,800 円
	七 種	57,000 円
3級	七 種	56,900 円
	八 種	48,100 円

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	支給区分	管理職手当額
4級	一 種	137,700 円
	三 種	110,100 円
	四 種	104,600 円
	五 種	93,600 円
	六 種	82,600 円
	三 種	102,800 円
3級	四 種	97,600 円
	五 種	87,400 円
	六 種	77,100 円
	七 種	66,800 円

二 医療職給料表(三)

職務の級	支給区分	管理職手当額
7級	四 種	83,900 円
	五 種	75,100 円
6級	五 種	73,700 円
	六 種	65,000 円
	七 種	56,300 円
	八 種	47,700 円

ハ 教育職給料表(一)

職務の級	支給区分	管理職手当額
4級	五 種	77,400 円
	六 種	68,300 円
	七 種	59,200 円
3級	七 種	57,300 円
	八 種	48,500 円

チ 公安職給料表

職務の級	支給区分	管理職手当額
9級	二 種	110,100 円
	三 種	95,700 円
8級	三 種	90,900 円
	四 種	86,300 円
	五 種	77,200 円
7級	五 種	76,000 円
	六 種	67,100 円

2 扶養手当

扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく(給与、事業、不動産所得等の合計額が1,300,000円未満であること。)主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

扶養親族	扶養手当月額	備 考
1 配偶者	13,000 円	届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
2 22歳未満の子及び孫	配偶者以外の扶養親族は、1人につき 6,500円	職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円 子、孫及び弟妹に係る部分については、満22歳に達する日以後その年度末まで支給する。 子に係る部分については、満16歳の年度始めから満22歳に達する日以後その年度末まで1人につき5,000円を加算。
3 60歳以上の父母及び祖父母		
4 22歳未満の弟妹		
5 重度心身障害者		

3 地域手当

支給地域等	地域手当月額	支給割合の経過措置(H27)
東京都特別区	(給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 20%	18%
大阪府大阪市	(給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 16%	15%
神奈川県横浜市		13%
医療職給料表(一)		15%
東京都八王子市	(給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 15%	13%
静岡県静岡市	(給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 6%	-
山梨県県下全域	(給料の月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 3%	-
長野県伊那市		1%

4 住居手当

該 当 者	住居手当月額
1 借家又は借間に居住し、一定額(12,000円)を超える家賃又は間代を支払っている職員	家賃・間代 23,000円 家賃・間代 - 12,000円 家賃・間代 > 23,000円 11,000円 + $\frac{\text{家賃・間代} - 23,000\text{円}}{2}$ [最高支給限度額 27,000円] [100円未満の端数は切り捨てる。]
2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し、月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員	上記 又は により算出した額の1/2 [最高支給限度額 13,500円] [100円未満の端数は切り捨てる。]

5 通勤手当

該 当 者		通 勤 手 当 額																											
1 徒歩通勤した場合の最短通勤距離が片道2km以上の地点から交通機関を利用して通勤し、その運賃を負担することを常例とする職員 (交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員にあっては2km未満でも可)		イ 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合、その運賃に相当する額 × 支給単位期間の月数 ロ 55,000円を超える場合 $\left[55,000円 + \frac{(1箇月当たりの運賃等相当額 - 55,000円)}{2} \right] \times 支給単位期間の月数$																											
2 徒歩通勤した場合の最短通勤距離が片道2km以上の地点から自動車等を使用して通勤することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員にあっては2km未満でも可)	四輪の自動車を使用する職員	八 5km未満の者は 3,000円 5km以上の者 <small>(注1)</small> $通勤距離(片道) \times \left[\frac{\text{ガソリン価格}}{\text{燃 費}} + \text{オイル価格} + \text{タイヤ価格} \right] \times 2 \times 21日$ <small>(注2)</small> <small>(往復)</small> <small>(注1)2kmごとの区分としその中間に位置する距離とする(例)5km以上7km未満:片道通勤距離6km、81km以上は82kmとして算出) (注2)ガソリン価格・オイル価格・タイヤ価格は、国の行政機関等の調査結果として公表されている前年の1月から12月までの間の平均価格を使用 距離別の手当額については、116ページ参照</small>																											
	上記以外の職員 (自転車を使用する職員を除く。)	二 5km未満の者は 2,000円 5km以上の者 <small>(注)</small> $算出距離 \times \left[\frac{\text{ガソリン価格}}{\text{燃 費}} + \text{オイル価格} + \text{タイヤ価格} \right] \times 2 \times 21日$ <small>(往復)</small> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用距離(片道)</th> <th>算出距離</th> <th>使用距離(片道)</th> <th>算出距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5km以上 10km未満</td> <td>6km</td> <td>35km以上 40km未満</td> <td>36km</td> </tr> <tr> <td>10km以上 15km未満</td> <td>10km</td> <td>40km以上 45km未満</td> <td>40km</td> </tr> <tr> <td>15km以上 20km未満</td> <td>16km</td> <td>45km以上 50km未満</td> <td>46km</td> </tr> <tr> <td>20km以上 25km未満</td> <td>20km</td> <td>50km以上 55km未満</td> <td>50km</td> </tr> <tr> <td>25km以上 30km未満</td> <td>26km</td> <td>55km以上 60km未満</td> <td>56km</td> </tr> <tr> <td>30km以上 35km未満</td> <td>30km</td> <td>60km以上</td> <td>60km</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注)ガソリン価格・オイル価格・タイヤ価格は、国の行政機関等の調査結果として公表されている前年の1月から12月までの間の平均価格を使用 距離別の手当額については、117ページ参照</small>	使用距離(片道)	算出距離	使用距離(片道)	算出距離	5km以上 10km未満	6km	35km以上 40km未満	36km	10km以上 15km未満	10km	40km以上 45km未満	40km	15km以上 20km未満	16km	45km以上 50km未満	46km	20km以上 25km未満	20km	50km以上 55km未満	50km	25km以上 30km未満	26km	55km以上 60km未満	56km	30km以上 35km未満	30km	60km以上
使用距離(片道)	算出距離	使用距離(片道)	算出距離																										
5km以上 10km未満	6km	35km以上 40km未満	36km																										
10km以上 15km未満	10km	40km以上 45km未満	40km																										
15km以上 20km未満	16km	45km以上 50km未満	46km																										
20km以上 25km未満	20km	50km以上 55km未満	50km																										
25km以上 30km未満	26km	55km以上 60km未満	56km																										
30km以上 35km未満	30km	60km以上	60km																										
	自転車を使用する職員	5km未満 2,000円 5km以上 4,200円																											
3 上記の四輪の自動車を使用する職員のうち、四輪の自動車の駐車のための施設 (1箇月若しくは複数の月又は年ごとに当該施設の利用に係る料金の額が設定されている施設であって通勤のため常例として利用するものに限る。)を利用する職員(四輪の自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって四輪の自動車を使用する区間の距離が片道2km未満であるものを除く。)で、当該駐車料金を支払っている職員		1箇月当たりの駐車料金に相当する額の1/2(限度額3千円)																											
4 交通機関等を利用するほか、併せて自動車等を使用して通勤することを常例とする職員(自動車等の通勤距離は、2km以上であること。)		ホ イ～二のそれぞれの算出額の合計額																											
5 転勤者、新採用職員に対する特例措置 異動等により公署への通勤が困難となる職員で、その直前の住居から通勤のため、特急等(高速道路等有料の道路を含む。)を利用し、その利用により通勤事情が改善され、特急料金等を負担することを常例とする職員		イ～ホによる通勤手当額に特急料金等の額1/2 × 支給単位期間の月数を加算																											

通勤手当関係の用語

運賃等相当額

支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 例) 6箇月定期券の価額

1箇月当たりの運賃等相当額

運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額

定期券の価額をその定期券の通用期間の月数で除し、その定期券の1箇月当たりの価額を算出したもの。

例) 6箇月定期券の価額/6月 = 1箇月当たりの運賃等相当額

交通機関等に係る通勤手当の額は、55,000円まで全額支給され、これを超える場合はその2分の1が加算される。

支給単位期間

6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間(自動車等は1箇月)

定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

...発行されている定期券の最も長い通用期間に相当する期間(6箇月を限度)

回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合...1箇月

支給日

支給単位期間の最初の月の給与の支給日。(一括支給)

返納

支給単位期間中に一定の事由が生じた場合は、定められた額を返納させる。

返納事由(支給単位期間が1箇月の通勤手当は除く。)

離職、死亡、支給要件の欠如の場合

通勤経路等又は運賃等の変更の場合

月の中途に、休職、専従、派遣、育休、交流派遣、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、停職となった場合で、これらの期間が2以上の月にわたる場合

旅行、休暇、欠勤等により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合

返納額

定められた日に定期券を払戻した額を基本とする。

6 期末・勤勉手当

基準日	支給日	支給割合		該当者
		期末手当	勤勉手当	
6月1日	6月30日	期末手当基礎額 × 122.5 (102.5) %	勤勉手当基礎額 × 成績率	基準日在職者及び基準日前1箇月以内に退職又は死亡した職員
12月1日	12月10日	期末手当基礎額 × 137.5 (117.5) %	勤勉手当基礎額 × 成績率	

(注) 1 期末手当基礎額 = 給料の月額 + 扶養手当の月額 + これらに対する地域手当の月額 + 職務段階別加算額 + 管理職加算額

2 勤勉手当基礎額 = 給料の月額 + これに対する地域手当の月額 + 職務段階別加算額 + 管理職加算額

職務段階別加算額 = [給料の月額 + これに対する地域手当の月額] × 職務段階別加算割合 [「職務段階別加算額区分表」のとおり]

管理職加算額 = 給料月額 × 管理職加算割合

管理職手当	管理職加算割合
一種	25%
二種、三種	15%
四種	10%

3 勤勉手当支給総額 = [勤勉手当基礎額 + 扶養手当の月額 + これに対する地域手当の月額] × 75% (95%)

4 ()内は、特定幹部職員(管理職手当に係る支給区分が一～三種の職を占める職員等)に対する支給割合。

5 支給割合は、基準日以前の6箇月における職員の在職期間又は勤務期間等により異なる。

職務段階別加算区分表

加算割合 給料表	20 %	15 %	10 %	5 %
行政職給料表	9級及び8級の職員	7級及び6級の職員	5級及び4級の職員	3級の職員(副主査及び主任等の職にあるもの)
医療職給料表(一)	4級の職員で管理職手当に係る支給区分が一～三種の職を占めるもの	4級の職員 3級の職員で管理職手当を支給されるもの	3級の職員	2級の職員
医療職給料表(二)		7級及び6級の職員	5級の職員	4級の職員 3級の職員のうち「主任」の職にあるもの
医療職給料表(三)		7級及び6級の職員	5級の職員で次に掲げるもの イ 副看護師長、副主査等の職にある職員 ロ 5級在級6年以上の主任看護師 4級の主任准看護師	5級及び4級の職員 3級在級3年以上の主任准看護師

研究職給料表	5級の職員で管理職手当に係る支給区分が一～三種の職を占めるもの	5級及び4級の職員 3級の職員で管理職手当を支給されるもの	3級の職員	2級の職員のうち研究員在職5年以上の職員 2級の職員のうち学芸員在職8年以上の職員
福祉職給料表		6級及び5級の職員	4級の職員	3級の職員 2級の職員のうち「主任福祉司」の職にある職員
教育職給料表(一)	学級の数が高専学校においては9以上、特別支援学校において12以上の学校長で人事委員会が認めるもの	4級の職員	3級及び特2級の職員 2級121号給以上の教諭・養護教諭並びに主任寄宿舎指導員のうち人事委員会が認めるもの 1級の職員のうち人事委員会が特に認めるもの	2級45号給以上の教諭・養護教諭並びに2級57号給以上の主任寄宿舎指導員 1級の職員のうち人事委員会が必要と認めるもの
教育職給料表(二)	学級の数が小学校においては13以上、中学校においては10以上の学校長で人事委員会が認めるもの	4級の職員	3級及び特2級の職員 2級133号給以上の職員	2級57号給以上の職員
教育職給料表(三)	5級の職員	4級の職員	3級の職員	2級33号給以上の職員
公安職給料表	9級の職員	8級及び7級の職員 6級の職員で管理職手当を支給されるもの	6級及び5級の職員 4級の職員で次に掲げるもの イ 警部 ロ 4級89号給以上の警部補 ハ 4級107号給以上の巡査部長	4級の職員 3級の職員で次に掲げるもの イ 警部補又は巡査部長 ロ 3級73号給以上の巡査長 2級の職員で人事委員会が必要と認めるもの
技能労務職給料表			4級の職員(知事が定める技能労務職員に限る。) イ 守衛長 ロ 4級49号給以上かつ53歳以上のもの ハ 58歳以上のもの	4級の職員 3級の職員(知事が定める技能労務職員に限る。)次に掲げる職員 イ 守衛長及び「主任」の職にある職員 ロ 3級49号給以上かつ48歳以上の職員(採用の日から15年を経過している者に限る。)

教育職給料表(一)～(三)の中の号給で定められている職員の号給は、平成8年12月26日の条例改正による給料の切替え等がないものとした号給を基礎として改正後の条例に規定する昇給等の規定を適用した場合の号給とする。

7 寒冷地手当

1 該当者

基準日(11月から翌年3月までの各月の初日)において、人事委員会が定める地域又は公署に在勤する職員に対して支給する。

2 支給月額

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800 円	10,200 円	7,360 円

寒冷地手当支給地域

富士吉田市
南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町
北都留郡
伊那市

この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称及び地域とし、その後における名称又は地域の変更によって影響されないものとする。

寒冷地手当支給公署及び所在地

公 署	所 在 地	公 署	所 在 地
荒川ダム管理事務所	甲府市川窪町浦の山 972	白州中学校	北杜市白州町白須1920
広瀬・琴川ダム管理事務所	山梨市三富上釜口篠平1178の1	甲陵中学校	北杜市長坂町長坂上条2003
広瀬・琴川ダム管理事務所琴川ダム管理課	山梨市牧丘町北原 4140の 61	芦川小学校	笛吹市芦川町中芦川835
深城ダム管理事務所	大月市七保町瀬戸 2308の 11	大和小学校	甲州市大和町初鹿野1679の5
総合農業技術センター高冷地野菜・花き振興センター八ヶ岳試験地	北杜市高根町東井出1529の1	大和中学校	甲州市大和町初鹿野1643
大門・塩川ダム管理事務所	北杜市高根町清里3654の7	上九一色警察官駐在所	甲府市梯町271
大門・塩川ダム管理事務所塩川ダム管理課	北杜市須玉町比志 3783の 1	牧平警察官駐在所	山梨市牧丘町牧平460の1
三富小学校	山梨市三富下釜口165の1	三富警察官駐在所	山梨市三富下釜口258の4
牧丘第三小学校	山梨市牧丘町牧平16	笹子警察官駐在所	大月市笹子町黒野田1324
芦安小学校	南アルプス市芦安安通 335	芦安警察官駐在所	南アルプス市芦安芦倉769
芦安中学校	南アルプス市芦安安通 350	北杜警察署	北杜市長坂町長坂上条2575の79
高根東小学校	北杜市高根町村山北割1035	増富警察官駐在所	北杜市須玉町比志 3936の 13
高根北小学校	北杜市高根町長沢2141	清里警察官駐在所	北杜市高根町清里3545の1
高根清里小学校	北杜市高根町清里3545	高根警察官駐在所	北杜市高根町箕輪新町483の13
泉小学校	北杜市大泉町谷戸2870	大泉警察官駐在所	北杜市大泉町谷戸2966の1
小淵沢小学校	北杜市小淵沢町7741	鳳来警察官駐在所	北杜市白州町下教来石48の 2
高根中学校	北杜市高根町村山東割98	小淵沢警察官駐在所	北杜市小淵沢町8162の1
泉中学校	北杜市大泉町谷戸2087	芦川警察官駐在所	笛吹市芦川町中芦川659の3
小淵沢中学校	北杜市小淵沢町732	大和警察官駐在所	甲州市大和町初鹿野1668の1

8 特殊勤務手当

手当名	支給要件等	対象機関等	支給額
1 税務手当	県税の賦課若しくは徴収に関する業務又はその補助業務に従事した職員		
	賦課又は徴収の業務に直接従事した職員	税務課 総合県税事務所(管理職 手当支給職員に限る。)	1日につき 580円
	徴収業務を常例とする職員(以外の職員)	総合県税事務所	1日につき 630円
	及び以外の職員	総合県税事務所	1日につき 530円
2 社会福祉業務従事手当	福祉に関する業務に従事した次の職員 現業を行う職員(ケースワーカー等) 身体障害者福祉司 児童福祉司 知的障害者福祉司	保健福祉事務所 女性相談所 中央児童相談所 都留児童相談所 こころの発達総合支援センター 障害者相談所 富士ふれあいセンター	1日につき 500円
3 防疫等作業手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。) 感染症又はその疑いのある患者の診断、看護又は移送 感染症の病原体が付着し、又は付着の危険がある物件の処理 感染症の病原体の検査 感染症又はその疑いのある患者の死体の処理 結核患者の訪問指導 家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の検査、病性鑑定、移送又は殺処分 家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着の危険がある物件の処理 家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着の危険がある場所に立ち入って行う動物その他の物の検査、採取又は集取 家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の死体の処理	職員厚生課 医務課 衛生薬務課 健康増進課 保健所 衛生環境研究所 畜産課 家畜保健衛生所	1日につき 290円
			死体解剖については1時間につき 290円

手 当 名	支 給 要 件 等	対 象 機 関 等	支 給 額		
			職 所	月 額	
4 医師診療実験従事手当	診療又はこれに関する実験に直接従事した医師及び歯科医師	保 健 所 精神保健福祉センター 都 留 児 童 相 談 所 こころの発達総合支援センター	所 長	40,000円	
			所 長(保健所に限る)		1日につき2,000円
			その他の 医師	2 級 以 上	40,000円
		1 級		30,000円	
		あけぼの医療福祉センター	所 長	50,000円	
			副所長 主任医長 医長	45,000円	
			その他の 医師	2 級 以 上	40,000円
1 級	30,000円				
5 種 雄 牛 馬 取 扱 手 当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) 種雄牛馬又は種雄豚の精液の採取又は自然交配の作業 の作業の準備のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業	畜 産 試 験 場 酪 農 試 験 場	1日につき	250円	
6 爆 発 物 取 扱 手 当	1 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) 火薬類の製造施設の保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は災害調査 高圧ガスの製造施設の立入検査若しくは災害調査又は高圧ガス容器等の調査若しくは検査 ボイラー又は第一種圧力容器の落成検査、性能検査又は使用再開検査	1 の作業 防 災 危 機 管 理 課 計 量 検 定 所 生 活 安 全 企 画 課 人 事 委 員 会 事 務 局	1の作業	1日	250円
			2の作業	1回	4,600円
			3の の作業	1回	4,600円
2 爆発物の検索、撤去、解体鑑定又は爆破処理の作業に従事した警察職員	3 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) 特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業(人事委員会の定めるもの。) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(の処理作業を除く。) 特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業		3の の作業	1日	250円
			3の の作業	1日	460円

手当名	支給要件等	対象機関等	支給額
7と畜業務従事手当	<p>次の業務に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。)</p> <p>獣畜のとさつ解体業務 食鳥のとさつ解体業務</p>	畜産試験場	1日につき 270円
8夜間看護手当	<p>次の勤務時間において看護の業務に従事した場合</p> <p>正規の勤務時間による勤務の全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護の業務に従事した職員(技労職員を含む。)</p> <p>正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護の業務に従事した職員(技労職員を含む。)</p>	あけぼの医療福祉センター	<p>勤務1回につき</p> <p>の業務 6,800円 の業務</p> <p>イ 深夜勤で深夜における勤務時間が2時間以上 3,300円 ロ 深夜における勤務が2時間未満 2,000円 イ、ロ以外 2,900円</p> <p>〔深夜勤とは午前零時から午前10時までの間に7時間45分以上割り振られた正規の勤務時間による勤務をいう。〕</p>
9有害薬物取扱手当	<p>人体に有害なガスの発生を伴う作業又は人体に有害な薬品を使用する作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。)</p>	<p>富士山科学研究所 衛生環境研究所 森林総合研究所工業技術センター 富士工業技術センター 家畜保健衛生所 水産技術センター 総合農業技術センター 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 専門学校農業大学校 北杜高等学校 農林高等学校 笛吹高等学校</p>	1日につき 270円
10放射線取扱手当	<p>次の作業に従事した職員</p> <p>エックス線その他の放射線の照射作業(給料の調整額を受ける者を除く。)</p> <p>の作業以外でエックス線その他の放射線を被ばくするおそれのある作業</p>	<p>あけぼの医療福祉センター 工業技術センター 富士工業技術センター</p>	1日につき 250円

手 当 名	支 給 要 件 等	対 象 機 関 等	支 給 額
11 危険現場作業手当	<p>次の作業に従事した職員(技労職員を含む。)</p> <p>地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う監督又は検査等</p> <p>水面下4m以上の深所で行う調査、監督又は検査等</p> <p>傾斜度平均40度以上で高低差10m以上の急傾斜地における調査、測量、監督又は検査等</p> <p>掘削中又は巻き立て終了前のトンネル坑内における調査、測量、監督又は検査等</p> <p>下水道の建設工事その他これに類する工事で地下7m以上の深所で行う調査、監督又は検査等</p> <p>潜水器具を着用し、潜水して行う調査等</p>	<p>衛生薬務課 大気水質保全課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課 観光資源課 畜産課 耕地課 用地課 道路整備課 高速道路推進課 道路管理課 治水課 砂防課 都市計画課 建築住宅課 営繕課 工事検査課 学校施設課 地域県民センター 林務環境事務所 農務事務所 建設事務所 森林総合研究所 水産技術センター 中部横断自動車道推進事務所 新環状・西関東道路建設事務所 流域下水道事務所 埋蔵文化財センター</p>	<p>1日につき 320円</p>
12 ダム管理作業手当	<p>次の作業に従事した職員</p> <p>大雨又は雷雨等の悪天候下におけるダム管理の作業</p> <p>堤体内、堤体法面若しくは洪水吐ゲート上で行う測量、検査又は調査作業</p> <p>ダム湖において行う流木等の除去、採水又は巡視のための船上作業</p> <p>堤体法面、管理用道路又は観測所に係る管理作業のうち足場の不安定な箇所における作業</p>	<p>広瀬・琴川ダム管理事務所 荒川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所 深城ダム管理事務所</p>	<p>1日につき 480円</p>
13 用地交渉手当	<p>用地取得等のため直接当該用地の所有者等と交渉する業務に従事した職員</p>	<p>年間を通じ又は一定期間恒常に用地の取得のための交渉業務を所掌する公署</p>	<p>1日につき 750円</p>
14 保健衛生業務従事手当	<p>次の業務に従事した職員</p> <p>食品に関して巡回による監視を行い、かつ、直接事業者に対し指導を行う業務</p> <p>保健衛生に関する現業(技労職員を含む。給料の調整額、管理職手当、社会福祉業務従事手当、防疫等作業手当、と畜業務従事手当、有害薬物取扱手当を受ける者を除く。)</p>	<p>衛生薬務課</p> <p>保健福祉事務所 林務環境事務所 衛生環境研究所 精神保健福祉センター</p>	<p>1日につき 340円</p>

手 当 名	支 給 要 件 等	対 象 機 関 等	支 給 額
15 災 害 出 動 手 当	災害の発生した箇所若しくは災害の発生するおそれの著しい箇所又は山火事の発生した箇所で行う巡回監視又は応急作業に従事した職員(技労職員を含む。)		1日につき 巡回監視 480円 応急作業 730円 (夜間の場合50/100を加算)
16 道 路 上 作 業 手 当	交通をしゃ断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で次に定めるものに従事した職員 舗装の打替え、カバーリング、パッキング、砂利等の補給、凍結防止薬剤の散布及び路面の整正の作業並びにこれらの監督の作業 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築及び維持修繕の作業並びにこれらの監督の作業 調査、測量及び検査の作業	県土整備部(技術管理課、治水課砂防課及び営繕課を除く。) 地域県民センター 工事検査課	1日につき 300円
17 多 学 年 学 級 担 当 手 当	小学校又は中学校の二以上の学年の児童・生徒で編制されている学級を担当する教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師 支給対象から除外される者 給料の調整額を受ける者 担当授業時間数が、その者の全担当授業時間数の1/2に満たない者 担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者	小学校 中学校	1日につき イ 三以上の学年の児童・生徒で編制されている学級 350円 ロ 二の学年の児童・生徒で編制されている学級 290円
18 教 員 特 殊 業 務 手 当	教育職員で教育職給料表(一)の1・2・特2級の者又は教育職給料表(二)の1・2・特2級の者が次の業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。 非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 児童・生徒に対する緊急の補導業務 学校が計画・実施する修学旅行等において児童・生徒を引率して行う泊を伴う指導業務	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	1日につき の業務 8,000円 (人事委員会が認める業務16,000円) " 7,500円 " 7,500円 " 4,250円 " 4,250円 " 3,000円 " 900円

手当名	支給要件等	対象機関等	支給額
	<p>対外運動競技等において児童・生徒を引率して行う泊を伴うもの又は週休日等に行う指導業務</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における児童・生徒に対する指導業務で週休日等又は人事委員会が定める日に行うもの</p> <p>入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は人事委員会が定める日に行うもの</p>		
19 教育業務連絡指導手当	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭が当該担当に係る業務に従事したとき	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	1日につき 200円
20 私服作業手当	次の業務に従事した管理職員以外の警察職員 私服員として主として犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の業務 青少年の補導業務	警察本部 生活安全部(地域課・通信指令課除く。) 刑事部(鑑識課・科学捜査研究所除く。) 交通部 警備部 警察署	1日につき の業務 560円 の業務 220円
21 鑑識作業手当	犯罪鑑識の業務に従事した管理職員以外の警察職員(技労職員を含む。)	警察本部 鑑識課 科学捜査研究所 警察署 鑑識係	現場の業務 1日につき 560円
		警察本部 鑑識課 科学捜査研究所	内勤の業務 1日につき 280円
22 看守、護送手当	被拘禁者の看守及び護送の業務に従事した管理職員以外の警察官	警察本部 警察署	1日につき 250円

手 当 名	支 給 要 件 等	対 象 機 関 等	支 給 額
23 警 ら 手 当	警らの業務に従事した管理職員以外の警察官	警察本部 警察署	パトカーに乗務して行う警らの業務 1日につき 420円
		警察本部 地域課 鉄道警察隊 警察署 地域課	所管区における上記以外の警ら(湖上警らを含む。)の業務 1日につき 340円
24 夜 間 特 殊 作 業 手 当	次の業務に従事した管理職員以外の警察職員(技労職員を含む。) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる特殊な業務 緊急の呼出しにより勤務を命ぜられ、当該勤務時間の一部又は全部が夜間(午後9時から翌日の午前5時まで)において行われる業務	交替制勤務による当番勤務に従事する警察職員 警察本部 警察署	当該勤務時間が 深夜の全部を含む勤務の場合 勤務1回につき 1,100円 深夜の一部を含む勤務の場合 勤務1回につき 730円 (2時間未満の場合は、410円) 業務1回につき 1,240円
25 交 通 警 察 業 務 手 当	高速道路又は一般道路において次に掲げる業務に従事した管理職員以外の警察職員 交通人身事故の捜査、暴走族に係る捜査若しくは取締り又は飲酒運転、無免許運転等の悪質かつ危険な交通違反の捜査若しくは取締りの業務 白バイ又はパトカーに乗務して行う交通取締りの業務 交通整理、交通取締り又は交通事故処理の業務(前二号に掲げる業務を除く。) 大型自動車運転免許技能試験業務	警察本部 警察署 警察本部 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警察署 交通課 警察本部 警察署 警察本部 運転免許課	1日につき イ 高速道路における業務 840円 ロ 一般道路における業務 560円 (日没時から日出時の間は50/100を加算) 1日につき イ 白バイ業務 560円 ロ 高速道路におけるパトカー業務 560円 ハ 一般道路におけるパトカー業務 420円 1日につき イ 高速道路における業務 460円 ロ 一般道路における業務 310円 1日につき 230円
26 死 体 処 理 手 当	次の作業に従事した警察職員(技労職員を含む。) 死体の解剖補助作業 死体の収容又は検視の作業 検視官が行う死体の検視の作業	直接死体に触れ、解剖の補助作業を行う警察職員(技労職員を含む。) 直接死体に触れ、収容又は検視の作業を行う警察職員(技労職員を含む。) 検視指導室長及び警察本部の刑事部において検視を担当する課長補佐(警察大学校法医専門研究科修了者に限る。)	1体につき 3,200円 1体につき 1,600円 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合 100/100を加算) 1体につき 3,200円

手 当 名	支 給 要 件 等	対象機関等	支 給 額
27 救 助 捜 索 手 当	危険な事象における山岳遭難等の救助若しくは捜索作業に従事又は災害現場へ出動した管理職員以外の警察職員(技労職員を含む。) 東京電力福島第一原子力発電所敷地内及び周辺区域(帰還困難区域等)で作業に従事した場合は、手当額の加算あり。	警察本部 警察署	山岳遭難等の救助若しくは捜索の作業 イ 特に危険な作業 1日につき 1,500円 ロ その他の作業 1日につき 1,000円 災害現場出動 イ 巡回監視 1日につき 480円 ロ 応急作業 1日につき 730円 (夜間の場合50/100を加算)
28 航 空 手 当	航空機に搭乗し次に掲げる業務に従事した職員 航空機の操縦又は整備業務 山岳遭難等の救助捜索 交通の整理又は取締り 災害時の救援活動 犯罪の捜査 保安又は防犯活動 警備活動 災害応急対策活動 火災防御活動 救急活動 災害予防対策活動 広域航空消防防災応援活動	防災危機管理課消防防災航空担当職員 警察職員(技労職員を含む。)	操縦業務に従事する警察職員 搭乗時間 1時間につき 5,100円 限度額:255,000円/月 整備業務に従事する警察職員 搭乗時間 1時間につき 2,200円 限度額:55,000円/月 その他の業務に従事する職員 搭乗時間 1時間につき 1,900円 (人事委員会が別に定める作業に従事した職員にあっては、その従事した日1日につき1,500円を加算) 法令等の規定に基づく試験飛行等に従事した時間がある場合は手当額が加算される。
29 銃器犯罪捜査従事手当	銃器若しくはその疑いのあるものが使用され、又は使用されるおそれがある現場において防弾装備を装着し、武器を携帯して次に掲げる業務に従事した警察官 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の業務又はこれに相当する業務 銃器を使用した犯人又は銃器を所持している犯人逮捕の業務 の業務に付随して行われる固定配置の業務 の業務に付随して行われる固定配置の業務(銃を使用した犯人の逮捕の業務に限る。) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近に配置して行う警戒の業務 暴力団等からの保護対象者に対する銃器による危害を未然に防止するために行う保護対策の業務	警察本部 警察署	1日につき の業務 1,640円 " 1,100円 " 1,100円 " 820円

手当名	支給要件等	対象機関等	支給額
30 身辺警護等作業手当	次に掲げる業務に従事した警察官 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の 身辺の警衛業務 以外の皇族の身辺の警衛業務又は内閣 総理大臣、国賓その他人事委員会が定め る者の身辺の警衛業務	警察本部 警察署	1日につき の業務 1,150円 " 640円 (人事委員会が定める業務にあって は、510円を加算)
31 自動車整備業務従事手当	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条 に規定する整備管理者としての業務に従事した技 能労務職員		1日につき 250円
32 特殊自動車運転等作業手当	大型特殊自動車若しくは大型自動車又は中型自 動車(車両総重量8t以上かつ乗車定員11人以上 に限る。)の運転、大型特殊自動車による農耕作 業等の業務に従事した技能労務職員		1日につき 270円

(注) 日額手当については、1の 及び 、2、4、10、11の 、12、13、14、15、18、19、20、21、22、23、25、27、28、29、30、31を除き当該作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、本表に示した額の60%を支給する。

20、21、22、23、25、29、30については、引き続き翌日まで当該業務に従事したときにおいては、当該業務に従事を開始した日についてのみ支給。

9 農林漁業普及指導手当

該 当 者	支給割合	支給制限
農業又は林業の普及指導に関する事務に直接従事した普及指導員又は林業普及指導員(管理職手当を受ける者を除く。)	給料月額 × 8 %	月の初日から末日までの勤務を要する日の合計のうち出張(巡回指導を除く。)、研修等の日の合計が、1/2を超える場合又は他の職を兼ねている場合は支給しない。

10 初任給調整手当

(単 位 : 円)

職員の区分 期間の区分	医療職給料表(一)の 職員 1	医療職給料表(一)の 職員 2	その他の職員 3
1 年 未 満	366,700	307,000	50,300
1 年 以 上 2 年 未 満	366,700	307,000	50,300
2 年 以 上 3 年 未 満	366,700	307,000	50,300
3 年 以 上 4 年 未 満	366,700	307,000	50,300
4 年 以 上 5 年 未 満	366,700	307,000	50,300
5 年 以 上 6 年 未 満	366,700	307,000	50,300
6 年 以 上 7 年 未 満	366,700	307,000	48,500
7 年 以 上 8 年 未 満	366,700	307,000	46,700
8 年 以 上 9 年 未 満	366,700	307,000	44,900
9 年 以 上 10 年 未 満	366,700	307,000	43,100
10 年 以 上 11 年 未 満	366,700	307,000	41,300
11 年 以 上 12 年 未 満	366,700	307,000	39,500
12 年 以 上 13 年 未 満	366,700	307,000	37,700
13 年 以 上 14 年 未 満	366,700	307,000	35,900
14 年 以 上 15 年 未 満	366,700	307,000	34,500
15 年 以 上 16 年 未 満	366,700	307,000	33,100
16 年 以 上 17 年 未 満	362,700	303,700	31,700
17 年 以 上 18 年 未 満	358,700	300,400	30,300
18 年 以 上 19 年 未 満	354,700	297,100	28,900
19 年 以 上 20 年 未 満	350,700	293,800	27,500
20 年 以 上 21 年 未 満	346,700	290,500	26,100
21 年 以 上 22 年 未 満	329,800	276,700	25,500
22 年 以 上 23 年 未 満	312,600	262,700	24,900
23 年 以 上 24 年 未 満	295,900	249,200	23,900
24 年 以 上 25 年 未 満	279,000	235,300	23,300
25 年 以 上 26 年 未 満	262,100	221,600	22,700
26 年 以 上 27 年 未 満	241,300	204,000	22,100
27 年 以 上 28 年 未 満	220,900	186,900	21,500
28 年 以 上 29 年 未 満	200,500	169,600	20,700
29 年 以 上 30 年 未 満	179,700	152,000	20,400
30 年 以 上 31 年 未 満	157,800	134,000	20,000
31 年 以 上 32 年 未 満	135,900	115,700	19,400
32 年 以 上 33 年 未 満	114,200	97,800	18,500
33 年 以 上 34 年 未 満	82,300	71,800	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	52,500	47,500	16,900

1 人口が少ない市町村に所在する公署に置かれている職で採用による欠員の補充が相当困難であると人事委員会が認めるもので、大学卒業の日から37年(臨床研修を経た場合は39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合は38年)内に採用された者

2 大学卒業の日から37年(臨床研修を経た場合は39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合は38年)内に採用された者で、1以外のもの

3 行政職給料表及び研究職給料表の適用を受ける職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものであり、医師免許又は歯科医師免許を有する者であって、大学卒業の日から37年(臨床研修を経た場合は39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合は38年)内に採用された者

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は初任給調整手当に関する規則第3条各号の職員となった日以後の期間を示す

11 義務教育等教員特別手当

(1) 教育職給料表(二)の適用を受ける者 (単位:円)

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
1~4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
5~8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
9~12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
13~16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
17~20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
21~24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
25~28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
29~32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
33~36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
38~40	2,900	3,300	5,300	5,900	
41~44	3,100	3,500	5,400	6,000	
45~48	3,200	3,700	5,600	6,100	
49~52	3,300	3,800	5,700	6,300	
53~56	3,400	4,100	5,800	6,400	
57~60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61~64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65~68	3,700	4,800	6,300	6,900	
69~72	3,800	4,900	6,400	7,000	
73~76	3,900	5,100	6,500	7,100	
77~80	4,000	5,300	6,700	7,200	
81~84	4,100	5,400	6,800	7,300	
85~88	4,100	5,500	6,900	7,400	
89~92	4,200	5,600	6,900	7,500	
93	4,300	5,800	7,000	7,500	
94~96	4,300	5,800	7,000		
97~100	4,400	5,900	7,200		
101~104	4,400	6,100	7,200		
105~108	4,500	6,200	7,200		
109	4,500	6,300	7,300		
110~112	4,500	6,300			
113~116	4,600	6,400			
117~120	4,700	6,500			
121~124	4,700	6,600			
125	4,800	6,700			
126~128		6,700			
129~132		6,800			
133~136		6,900			
137~140		6,900			
141~144		6,900			
145~148		7,000			
149~152		7,100			
153~156		7,100			
157		7,100			
再任用職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
任期付職員					2,500

(2) 教育職給料表(一)の適用を受ける者 (単位:円)

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
1~4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
5~8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
9~12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
13~16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
17~20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
21~24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
25~28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
29~32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
33~36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
38~40	2,900	3,800	5,300	6,400	
41~44	3,100	4,100	5,400	6,600	
45~48	3,200	4,300	5,600	6,800	
49~52	3,300	4,500	5,700	6,900	
53~56	3,400	4,800	5,800	7,000	
57~60	3,500	4,900	6,000	7,100	
61~64	3,600	5,100	6,100	7,200	
65~68	3,700	5,300	6,300	7,300	
69~72	3,800	5,400	6,400	7,400	
73~76	3,900	5,500	6,500	7,500	
77	4,000	5,600	6,700	7,500	
78~80	4,000	5,600	6,700		
81~84	4,100	5,800	6,800		
85~88	4,100	5,900	6,900		
89~92	4,200	6,100	6,900		
93~96	4,300	6,200	7,000		
97~100	4,400	6,300	7,200		
101~104	4,400	6,400	7,200		
105~108	4,500	6,500	7,200		
109	4,500	6,600	7,300		
110~112	4,500	6,600			
113~116	4,600	6,700			
117~120	4,700	6,800			
121~124	4,700	6,900			
125~128	4,800	6,900			
129~132	4,900	6,900			
133~136	4,900	7,000			
137~140	4,900	7,100			
141~144	5,000	7,100			
145	5,100	7,100			
146~148	5,100				
149~152	5,100				
153	5,100				
再任用職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
任期付職員					2,500

1 定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される者で、定時制(夜)教育若しくは通信教育又は農業に係る産業教育に従事するもの：
表に掲げる額の4分の3

2 定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される者で、1以外のもの：
表に掲げる額の4分の2

3 定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない時期にあっては表に掲げる額

4 特別支援学校の幼稚部に勤務するもの：
表に掲げる額の2分の1

12 特地勤務手当

該 当 者

生活の著しく不便な地に所在する公署及び県立学校として人事委員会規則で定めるもの(「特地公署等」)については、その不便の度合に応じて6級地から1級地までに区分して定められており、これらの特地公署等に勤務する職員に対して支給する。

特 地 勤 務 手 当 支 給 月 額

級別区分	支 給 月 額
6 級 地	$\left[\frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 25\% - \text{地域手当額}$
5 級 地	$\left[\frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 20\% - \text{地域手当額}$
4 級 地	$\left[\frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 16\% - \text{地域手当額}$
3 級 地	$\left[\frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 12\% - \text{地域手当額}$
2 級 地	$\left[\frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 8\% - \text{地域手当額}$
1 級 地	$\left[\frac{\text{異動等の日の・給料の月額} + \text{扶養手当 (注1)}}{2} + \frac{\text{現に受ける・給料の月額} + \text{扶養手当}}{2} \right] \times 4\% - \text{地域手当額}$

特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当

支給月額 = (異動等の日の給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合 (限度額: 現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の6%)

期 間 等 の 区 分		支 給 割 合	
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	特地公署等	6級地から3級地まで	6%
		2級地又は1級地	5%
	準特地公署等		4%
異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間		4%	
異動等の日から起算して5年に達した後		2%	

特地勤務手当の支給対象となる公署等へ異動し、住居を移転した職員に対しては、当該異動の日から3年以内の期間(当該異動の日から3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、さらに3年以内の期間)特地勤務手当に準ずる手当を併せて支給する。(注2)

ただし、準特地公署等にあつては、特地勤務手当に準ずる手当のみを支給する。

(注1) 異動等の日が、平成14年 4月 1日から平成14年12月31日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成14年12月27日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

異動等の日が、平成15年 4月 1日から平成15年11月30日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成15年11月28日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

異動等の日が、平成17年 4月 1日から平成17年11月30日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成17年12月 1日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

異動等の日が、平成21年 4月 1日から平成21年11月30日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成21年12月 1日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

異動等の日が、平成22年 4月 1日から平成22年11月30日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成22年11月30日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

異動等の日が、平成23年 4月 1日から平成23年11月30日までの間にある職員の「異動等の日の給料の月額 + 扶養手当」の額は、平成23年11月30日の改定後の規則の規定によるものとした場合の額とする。

(注2) 当該異動の日の給料の月額及び扶養手当の額についても、(注1)に準じた場合の額とする。

特勤手当級別支給公署及び所在地

級別区分	公 署	所 在 地
3 級 地	早川水系発電管理事務所	南巨摩郡早川町奈良田 1050
	早川水系取水口監視所	南巨摩郡早川町奈良田 1076-4
2 級 地	広瀬・琴川ダム管理事務所琴川ダム管理課	山梨市牧丘町北原
1 級 地	西原警察官駐在所	上野原市西原
	小菅警察官駐在所	北都留郡小菅村川久保
	丹波警察官駐在所	北都留郡丹波山村丹波

準 特 地 公 署 等

公 署	所 在 地
深城ダム管理事務所	大月市七保町瀬戸
道志警察官駐在所	南都留郡道志村川原畑

13 へき地手当

該 当 者

へき地教育振興法第 2条の規定に基づいて、へき地条件の程度に応じて 1級地から 5級地までに分類された地に所在する小・中学校に勤務する教育職員(事務職員及び学校栄養職員を含む。)に対して支給する。

へき地手当支給額

級 別 区 分	支 給 月 額	級 別 区 分	支 給 月 額
5 級	(給料の月額 + 扶養手当) × 25% - 地域手当額	2 級	(給料の月額 + 扶養手当) × 12% - 地域手当額
4 級	(給料の月額 + 扶養手当) × 20% - 地域手当額	1 級	(給料の月額 + 扶養手当) × 8% - 地域手当額
3 級	(給料の月額 + 扶養手当) × 16% - 地域手当額	へき地学校に準ずる学校	(給料の月額 + 扶養手当) × 4% - 地域手当額

へき地手当に準ずる手当

支給月額 = (給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合

期間等の区分	支給割合
異動等の日から起算して5年に達するまでの間	4%
異動等の日から起算して5年に達した後	2%

へき地手当の支給対象となる学校へ異動し、住居を移転した職員に対しては、当該異動の日から3年以内の期間(当該異動の日から3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、さらに3年以内の期間)へき地手当に準ずる手当を併せて支給する。ただし、特別の地域に所在する学校にあつては、へき地手当に準ずる手当のみを支給する。

へき地学校級別区分表

級別	学校名	所在地	級別	学校名	所在地
2 級	早川北小学校	南巨摩郡早川町大原野	1 級	西原小学校	上野原市西原
	早川中学校	南巨摩郡早川町保		秋山小学校	上野原市秋山
	富士豊茂小学校	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺		秋山中学校	上野原市秋山
	小菅小学校	北都留郡小菅村		早川南小学校	南巨摩郡早川町高住
	小菅中学校	北都留郡小菅村		道志小学校	南都留郡道志村
	丹波小学校	北都留郡丹波山村		道志中学校	南都留郡道志村
	丹波中学校	北都留郡丹波山村			
1 級	高根清里小学校	北杜市高根町清里			
	芦川小学校	笛吹市芦川町中芦川			

へき地学校に準ずる学校

学校名	所在地
高根北小学校	北杜市高根町長沢

特別の地域に所在する学校

学校名	所在地
芦安小学校	南アルプス市芦安安通
芦安中学校	南アルプス市芦安安通

14 定時制通信教育手当

県立高校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長及び教員(本務として定時制課程又は通信制課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制課程又は通信制課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制課程若しくは通信制課程に関する校務の一部を整理し又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手)に対し、給料の月額の5%を支給する。

ただし、管理職手当を受ける者は4%(副校長を置く高校の校長にあつては3%)とする。

支給制限:月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の一に該当する場合は支給することができない。

出張中の場合 研修中の場合 勤務しなかった場合

支給割合の経過措置 平成27年度6%(5%) 平成28年度5%(4%)

15 産業教育手当

農業又は工業に関する課程を置く県立高校で、農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者が、当該課程において実習を伴う科目を主として担任する場合に、その職員に対して給料の月額10%（定時制通信教育手当受給者7%）を支給する。

支給制限：(1) 副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師で次の一に該当する者には支給しない。

実習を伴う農業、工業又は電波に関する科目の授業及び実習を担当する時間数が、その者の授業及び実習を担当する時間数の2分の1に満たない者

実習を伴う農業、工業又は電波に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に附随する勤務に従事する時間数の合計が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者

(2) 実習助手で、実習を伴う農業、工業又は電波に関する科目について、教諭の職務を助けて行う実習の指導及びこれに直接必要な準備・整理等に従事する合計時間数が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者

16 災害派遣手当

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため山梨県に派遣された職員で、住所又は居所を離れて山梨県の区域に滞在することを要するものに支給する。

支給額

施設の利用区分	公共の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
滞在した期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

17 時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した全時間及び週休日の振替等により、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、1時間当たり

$(\text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額} + \text{人事委員会規則で定める手当の月額}) \times 12$

× 支給割合（下表のとおり）

$(\text{当該勤務の属する年度の現日数} - \text{週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日}) \times 7.75$

	平日	平日深夜	土曜日	土曜深夜	日曜日又はこれに相当する日	日曜又はこれに相当する日の深夜	週休日振替等
月60時間以内の支給の対象となる勤務	125/100	150/100	135/100	160/100	135/100	160/100	25/100
月60時間を超える支給の対象となる勤務	150/100	175/100	150/100	175/100	150/100	175/100	50/100

「深夜」：午後10時～午後12時、午前0時～午前5時

人事委員会規則で定める手当の月額

- ・初任給調整手当
- ・農林漁業普及指導手当
- ・特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）
- ・特地勤務手当（給料の月額に対するものに限る。）
- ・特地勤務手当に準ずる手当（給料の月額に対するものに限る。）
- ・へき地手当（給料の月額に対するものに限る。）
- ・へき地手当に準ずる手当（給料の月額に対するものに限る。）

18 休日勤務手当

休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対し、1時間当たり

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額} + \text{人事委員会規則で定める手当の月額}) \times 12}{(\text{当該勤務の属する年度の現日数} - \text{週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日}) \times 7.75} \times \frac{135}{100}$$
 の額を支給する。(管理職手当又は教職調整額を受ける者を除く。)

人事委員会規則で定める手当の月額については、17 時間外勤務手当を参照。

19 夜間勤務手当

正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までに勤務した全時間に対し、1時間当たり

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額} + \text{人事委員会規則で定める手当の月額}) \times 12}{(\text{当該勤務の属する年度の現日数} - \text{週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日}) \times 7.75} \times \frac{25}{100}$$
 の額を支給する。(管理職手当又は教職調整額を受ける者を除く。)

人事委員会規則で定める手当の月額については、17 時間外勤務手当を参照。

20 宿日直手当

宿日直手当は、その勤務1回につき、普通当直4,200円、業務当直7,200円、医療施設の医師・歯科医師20,000円とし、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと

定められている日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて勤務した場合は $\frac{150}{100}$ 、勤務時間が5時間未満の場合は $\frac{50}{100}$ をそれぞれの額に乗じて得た額とする。

常直職員については、月額21,000円(その勤務日数が月の初日から末日までの期間の1/2以下の場合は10,500円)とする。

21 管理職員特別勤務手当

管理職手当の支給を受ける者が、週休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日や平日深夜に臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務した場合に支給する。

管理職手当支給区分		一 種	二 種	三 種	四 種	五 種	六 種	七 種	八 種
1 回 当 た り の 支 給 額	週休日等								
	1 時間未満の勤務	4,800円	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円
	1時間以上3時間未満の勤務	8,400円	7,700円	7,000円	6,300円	5,600円	4,900円	4,200円	3,500円
	3時間以上6時間以下の勤務	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円	6,000円	5,000円
	6 時間を超える勤務	18,000円	16,500円	15,000円	13,500円	12,000円	10,500円	9,000円	7,500円
	平日深夜(0時～5時)	6,000円	5,500円	5,000円	4,500円	4,000円	3,500円	3,000円	2,500円

22 単身赴任手当

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動又は公署の移転の直前の住居から在勤公署までの通勤距離が60km以上のものに対して支給する。

支給額は基礎額を30,000円とし、職員の住居から配偶者の住居までの距離が100km以上の場合には次の距離区分に応じた加算額を加えた額を支給する。
(基礎額の特例 平成27年度は26,000円)

距離区分	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
加算額	6,000円	13,000円	20,000円	26,000円	33,000円	38,000円	43,000円	48,000円	53,000円	58,000円

再任用職員の給与

給料

給料月額 適用給料表の再任用職員の欄に掲げる職務の級に応じた給料月額
 給料の調整 適用給料表及び職務の級に応じた調整基本額 × 調整数
 教職調整額 一般職と同(支給割合)

諸手当

通勤手当 一般職と同
 地域手当 一般職と同(支給割合)
 ただし、医療職(一)の地域手当は支給しない
 管理職手当 再任用職員の管理職手当額表の職務の級及び支給区分に応じた額
 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当

一般職と同

一般職と同

管理職特別勤務手当 一般職と同

一般職と同

特殊勤務手当
 期末勤勉手当
 $期末手当額 = 期末手当基礎額 \times 割合 \times 期間率$
 $勤勉手当額 = 勤勉手当基礎額 \times 成績率 \times 期間率$
 $勤勉手当支給総額 = 勤勉手当基礎額 \times 割合$
 特定幹部職員以外の割合

	6月期	12月期	合計
期末	0.650	0.800	1.45
勤勉	0.350	0.350	0.70
合計	1.000	1.150	2.15

定時制通信教育手当 一般職と同(支給割合)

産業教育手当 一般職と同(支給割合)

義務教育等教員特別手当 適用給料表及び職務の級に応じた額

単身赴任手当 一般職と同

再任用短時間勤務職員の特例

給料月額 職務の級の給料月額 × 週間勤務時間数 / 38時間45分
 給料の調整 職務の級の調整基本額 × 調整数 × 週間勤務時間数 / 38時間45分
 通勤手当 平均1ヵ月通勤回数10回未満は通常の1/2、10回以上15回未満は通常の1/4を減じた額
 時間外勤務手当

- ・ その日の時間外勤務が正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する割合は100 / 100
- ・ 割振り変更により1週間の勤務時間を超えて勤務した場合、1週間の勤務時間の合計が38時間45分に達するまでは、支給しない
- ・ 正規の勤務時間外に勤務した上記以外の時間に対し、1時間当たり
 $\frac{\{給料の月額 + 給料の月額に対する地域手当の月額 + 農林漁業普及指導手当及び特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)\の月額\} \times 12}{7 - 1週間当たりの週休日} \times$
 (当該勤務の属する年度の日数 - 週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日) × $\frac{1週間勤務時間}{7 - 1週間当たりの週休日}$

× 支給割合
(一般職と同)

特殊勤務手当(月額) 月額 × 週間勤務時間数 / 38時間45分
 義務教育等教員特別手当 適用給料表及び職務の級に応じた額 × 週間勤務時間数 / 38時間45分
 単身赴任手当 一般職と同

育児短時間勤務職員の給与

給料

給料月額 適用給料表の級・号給に応じた額 × 算出率 ()

算出率 = その者の一週間当たりの勤務時間 / 38時間45分 (以下同じ)

給料の調整 適用給料表及び職務の級に応じた調整基本額 × 調整数 × 算出率

教職調整額 フルタイム勤務時と同一支給割合(上記給料月額 × 4%)

諸手当

管理職手当 適用給料表の級・支給区分に応じた額 × 算出率

扶養手当 フルタイム勤務時と同額

地域手当 フルタイム勤務時と同一支給割合

住居手当 フルタイム勤務時と同額

初任給調整手当 フルタイム勤務時の金額 × 算出率

通勤手当 フルタイム勤務時と同。ただし、平均1ヵ月通勤回数10回未満は通常の1/2、10回以上15回未満は通常の1/4を減じた額

単身赴任手当 フルタイム勤務時と同額

寒冷地手当 フルタイム勤務時と同額

特殊勤務手当 月額手当についてはフルタイム勤務時の支給額 × 算出率、日額手当についてはフルタイム勤務時と同一要件に応じた額

農林漁業普及指導手当

フルタイム勤務時の支給額 × 算出率

特勤勤務手当 支給時だけでなく異勤時の給料月額も算出率を乗じて得た額により、算出(準ずる手当も同)

へき地勤務手当 フルタイム勤務時と同一支給割合

時間外勤務手当 再任用短時間勤務職員の特例と同様の取扱い 前ページ参照

休日勤務手当・夜間勤務手当

時間外勤務手当算出時と同様の勤務一時間当たりの給与額により勤務実績に応じた額を支給

宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当

フルタイム勤務時と同額

期末勤勉手当 期末手当額 = 期末手当基礎額 × 割合 × 期間率

勤勉手当額 = 勤勉手当基礎額 × 成績率 × 期間率

基礎額の計算については、勤務時間数に応じて割り落とした給料月額等をフルタイム勤務時の給料月額等に割り戻す。

期間率については、期末手当にあっては短縮された勤務時間の1/2に相当する期間を除算し、勤勉手当にあっては短縮された勤務時間に相当する期間を除算する。

定時制通信教育手当 フルタイム勤務時と同一支給割合

産業教育手当 フルタイム勤務時と同一支給割合

義務教育等教員特別手当 適用給料表及び職務の級・号給に応じた額 × 算出率

その他

1 四輪の自動車を使用する職員に係る通勤手当額

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における四輪の自動車を使用する職員に係る通勤手当は、次の額を支給

片道使用距離		通勤手当額	片道使用距離		通勤手当額
(2km以上)	5km未満	3,000円	43km以上	45km未満	32,472円
5km以上	7km未満	4,776円	45km以上	47km未満	33,948円
7km以上	9km未満	6,368円	47km以上	49km未満	35,424円
9km以上	11km未満	7,960円	49km以上	51km未満	36,900円
11km以上	13km未満	9,552円	51km以上	53km未満	38,376円
13km以上	15km未満	11,144円	53km以上	55km未満	39,852円
15km以上	17km未満	12,736円	55km以上	57km未満	41,328円
17km以上	19km未満	14,328円	57km以上	59km未満	42,804円
19km以上	21km未満	15,920円	59km以上	61km未満	44,280円
21km以上	23km未満	16,236円	61km以上	63km未満	45,756円
23km以上	25km未満	17,712円	63km以上	65km未満	47,232円
25km以上	27km未満	19,188円	65km以上	67km未満	48,708円
27km以上	29km未満	20,664円	67km以上	69km未満	50,184円
29km以上	31km未満	22,140円	69km以上	71km未満	51,660円
31km以上	33km未満	23,616円	71km以上	73km未満	53,136円
33km以上	35km未満	25,092円	73km以上	75km未満	54,612円
35km以上	37km未満	26,568円	75km以上	77km未満	56,088円
37km以上	39km未満	28,044円	77km以上	79km未満	57,564円
39km以上	41km未満	29,520円	79km以上	81km未満	59,040円
41km以上	43km未満	30,996円	81km以上		60,516円

2 四輪の自動車を使用する職員以外の自動車等(自転車を使用する職員を除く)を使用する職員に係る通勤手当額

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における四輪の自動車を使用する職員以外の自動車等(自転車を使用する職員を除く)を使用する職員に係る通勤手当は、次の額を支給

片道使用距離		通勤手当額
(2km以上)	5km未満	2,000円
5km以上	10km未満	4,776円
10km以上	15km未満	7,960円
15km以上	20km未満	12,736円
20km以上	25km未満	15,920円
25km以上	30km未満	19,188円
30km以上	35km未満	22,140円
35km以上	40km未満	26,568円
40km以上	45km未満	29,520円
45km以上	50km未満	33,948円
50km以上	55km未満	36,900円
55km以上	60km未満	41,328円
60km以上		44,280円